

第2章 本市における子どもの貧困の状況について

1 子どもの貧困に関する実態把握について

(1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査）

ア 目的

子どもや家庭の生活実態に関する基礎的なデータを収集することにより、現に困窮状態にある、または困難を抱えやすい状況にある子どもや家庭の実態を多面的に把握し、今後5か年で取り組む施策の検討や課題の分析等に活用することを目的に実施しました。

イ 調査対象

- (ア) 市内在住の 5歳児の保護者 4,000人
- (イ) 市内在住の 小学5年生の子ども及びその保護者 各4,000人
- (ウ) 市内在住の 中学2年生の子ども及びその保護者 各4,000人

ウ 調査方法

調査対象のお子さんのいる世帯を無作為で抽出し、アンケート調査票を郵送で配布し、同封の返信用封筒にて返送いただきました。

なお、小学5年生及び中学2年生の子どものいる世帯については、子どもと保護者それぞれに回答していただくため、2種類の調査票を送付しています。

エ 調査内容

「家庭の経済状況」「社会的排除・剥奪の状況」「保護者の就労状況」「健康状態」「子どもの学習・進学に関する環境」「子どもの生活環境」「必要としている支援」「新型コロナウイルス感染症の拡大による子どもや家庭への影響」など

オ 調査期間

令和2年12月17日から令和3年1月8日

カ 調査票配布・有効回答数（率）

種類	配付数	有効回答数	有効回答率
5歳児の保護者	4,000	2,608	65.2%
小学5年生	4,000	2,214	55.4%
小学5年生の保護者	4,000	2,278	57.0%
中学2年生	4,000	2,006	50.2%
中学2年生の保護者	4,000	2,091	52.3%
計	20,000	11,197	56.0%

(2) 支援者等ヒアリング

ア 目的

日頃から多くの子どもや家庭に関わっている、区役所や学校、施設、NPO 法人等の方々に対するヒアリングにより、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握することを目的に実施しました。

イ ヒアリング対象

	分類	ヒアリング先	実施日
1	区役所	泉区子ども家庭支援課	R 3.1.25
2		保土ヶ谷区生活支援課	R 3.1.19
3	児童相談所	中央児童相談所	R 3.1.7
4	児童家庭支援センター	横浜型児童家庭支援センターむつみの木	R 3.1.20
5	母子生活支援施設	睦母子生活支援施設	R 3.1.20
6	乳児院	久良岐乳児院	R 3.1.13
7	児童養護施設	旭児童ホーム	R 3.1.15
8	ファミリーホーム	バングファミリーホーム	R 3.1.26
9	里親	こどもみらい横浜（横浜の里親会）	R 3.1.27
10	ひとり親支援	母子家庭等就業・自立支援センター	R 2.12.24
11	寄り添い型生活支援事業	瀬谷区寄り添い型生活支援事業受託法人 （特定非営利活動法人ワーカーズわくわく）	R 3.1.25
12	寄り添い型学習支援事業	保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業受託法人 （特定非営利活動法人リロード）	R 3.1.19
13	地域子育て支援拠点	各区地域子育て支援拠点	R 2.12.17
14	横浜子育てパートナー	各区横浜子育てパートナー	R 2.12.22
15	保育所	市立保育所	R 2.12.16
16	小学校	四季の森小学校	R 3.1.13
17	中学校	上白根中学校	R 2.12.22
18	スクールカウンセラー		
19	スクールソーシャルワーカー	西部学校教育事務所	R 3.1.22
20		教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	R 3.1.21
21	高校	市立横浜総合高等学校	R 2.12.21
22	放課後キッズクラブ	瀬谷区放課後キッズクラブ	R 3.1.12
23	放課後学び場事業	市立中学校 学校・地域コーディネーター	R 2.12.8
24	困難を抱える子ども・若者支援	青少年相談センター	R 2.12.21
25		地域コースプラザ	
26		よこはま若者サポートステーション	R 3.1.26
27	社会福祉協議会	各区社会福祉協議会	R 2.12.22
28	主任児童委員	各区主任児童委員	R 2.12.8
29	地域における子どもの居場所	保土ヶ谷区内の子どもの居場所活動団体	R 3.1.15
30	プレイパーク	綱ヶ崎公園プレイパーク	R 3.1.19
31	青少年の地域活動拠点	都筑区・栄区青少年の地域活動拠点	R 3.1.28
32	国際交流ラウンジ	各区国際交流ラウンジ	R 2.12.9
33	日本語支援拠点施設	鶴見ひまわり	R 3.1.22

※上記のほか、区子ども家庭支援課の母子保健事業担当者会議や、社会福祉職担当者会議等においてもヒアリングを実施しています。

ウ ヒアリング内容

「気になる子どもや家庭への気づきのきっかけ」「子どもや家庭の様子・抱えている課題」「制度や関係団体との連携等に関する課題」「支援や取組上の工夫・在り方」「新型コロナウイルス感染症の影響」など

【参考1】所得区分の定義について

本調査に示す3つの所得区分は、令和元（2019）年の国民生活基礎調査を参考にしながら、本調査独自の区分として設定しました。

所得区分1：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線を下回る世帯

所得区分2：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線以上、中央値以下の世帯

所得区分3：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の中央値を上回る世帯

世帯員人数	所得区分1	所得区分2	所得区分3
2人	175万円未満	175～345万円未満	345万円以上
3人	210万円未満	210～420万円未満	420万円以上
4人	245万円未満	245～485万円未満	485万円以上
5人	275万円未満	275～545万円未満	545万円以上
6人	300万円未満	300～600万円未満	600万円以上
7人	325万円未満	325～645万円未満	645万円以上
8人	345万円未満	345～695万円未満	695万円以上
9人	365万円未満	365～735万円未満	735万円以上

【参考2】調査結果の表示方法について

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で表示しています。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがあります。
- ひとり親世帯は本調査でひとり親世帯に「該当する」と回答した世帯の集合となり、死別、離別、未婚、別居を含みます。また、法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合は「ひとり親世帯」に含みません。
- ふたり親世帯等：「ひとり親世帯」に「該当しない」と回答した世帯の集合となります。

2 本市の子どもの貧困に関する状況

(1) 家庭の経済状況

ア 国の「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

市民アンケート調査から得られたデータを用いて、国が相対的貧困率を算出する際に用いている国民生活基礎調査に基づく等価可処分所得額の中央値の半分、いわゆる「貧困線」を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合をアンケートの対象学年別に算出しました。

その結果、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は、5歳児が6.1%、小学5年生が7.8%、中学2年生が6.9%となっています。

また、「子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合」は5歳児、小学5年生、中学2年生がいる世帯ではそれぞれ、38.6%、39.2%、28.2%となっており、ひとり親世帯の状況は、依然として厳しい水準になっています。

指標	今回調査(令和2年度)		【参考】 前回調査(平成27年度)	
	令和元年所得		平成26年所得	
世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	5歳児	6.1%	0～24歳 未満の子ども	7.7%
	小学5年生	7.8%		
	中学2年生	6.9%		
子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.6%	未 満 の 子 ど も	45.6%
	小学5年生	39.2%		
	中学2年生	28.2%		

【留意点】

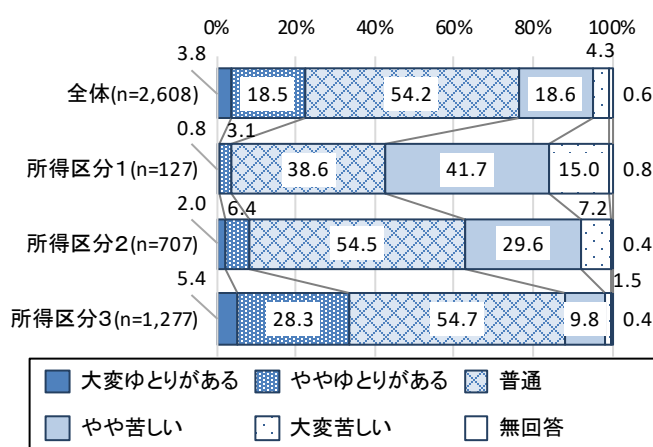
- 第1期計画策定にあたり、平成27年度に実施した市民アンケート調査は、0歳～24歳未満の子どものいる世帯の保護者を対象としており、本調査とは対象年齢区分等が異なるため、単純には比較できません。
- 「世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において相対的貧困率を算出する際に用いている貧困線を基に算出したものであり、本市の中での世帯所得の額・分布を用いて新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではありません。

イ 暮らし向きに関する認識

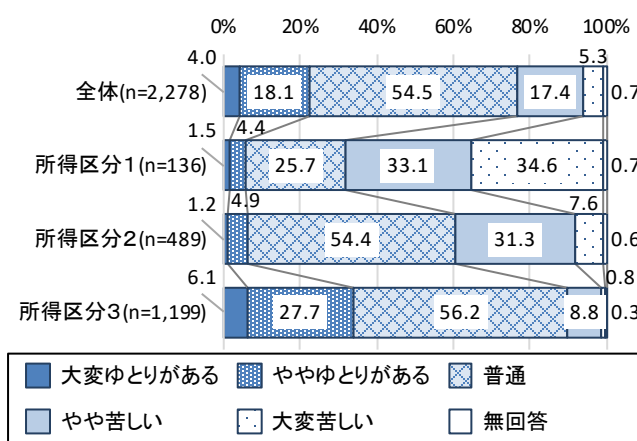
- 市民アンケート調査では、現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の56.7%、小学5年生の保護者の67.7%、中学2年生の保護者の67.2%が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 1 現在の暮らし向きの状況

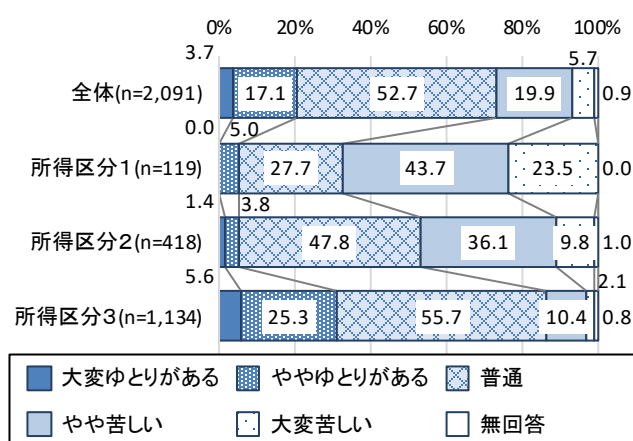
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】

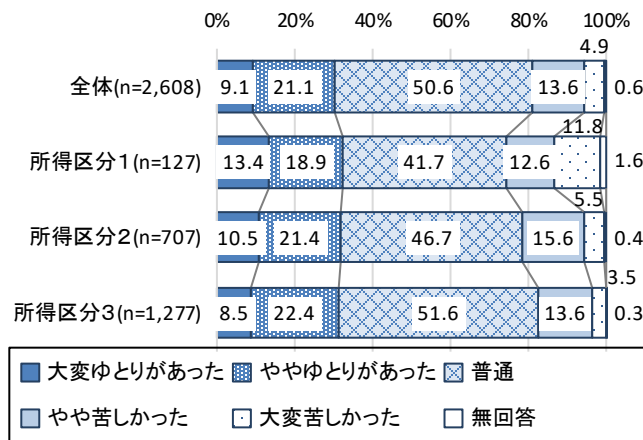


ウ 保護者が子どもの頃の暮らし向き

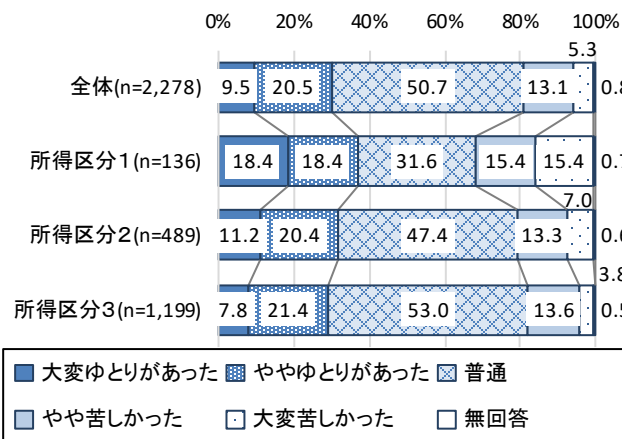
- 市民アンケート調査では、保護者が15歳の頃の暮らし向きについて、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の約5%が「大変苦しかった」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の11.8%、小学5年生の保護者の15.4%、中学2年生の保護者の8.4%が「大変苦しかった」と回答しており、全体と比べて高くなっており、いわゆる「貧困の連鎖」を確認することができます。

図表 2 保護者が子どもの頃の暮らし向きの状況

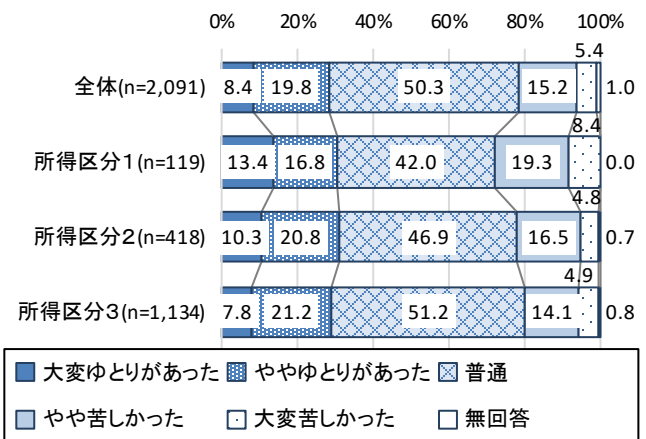
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



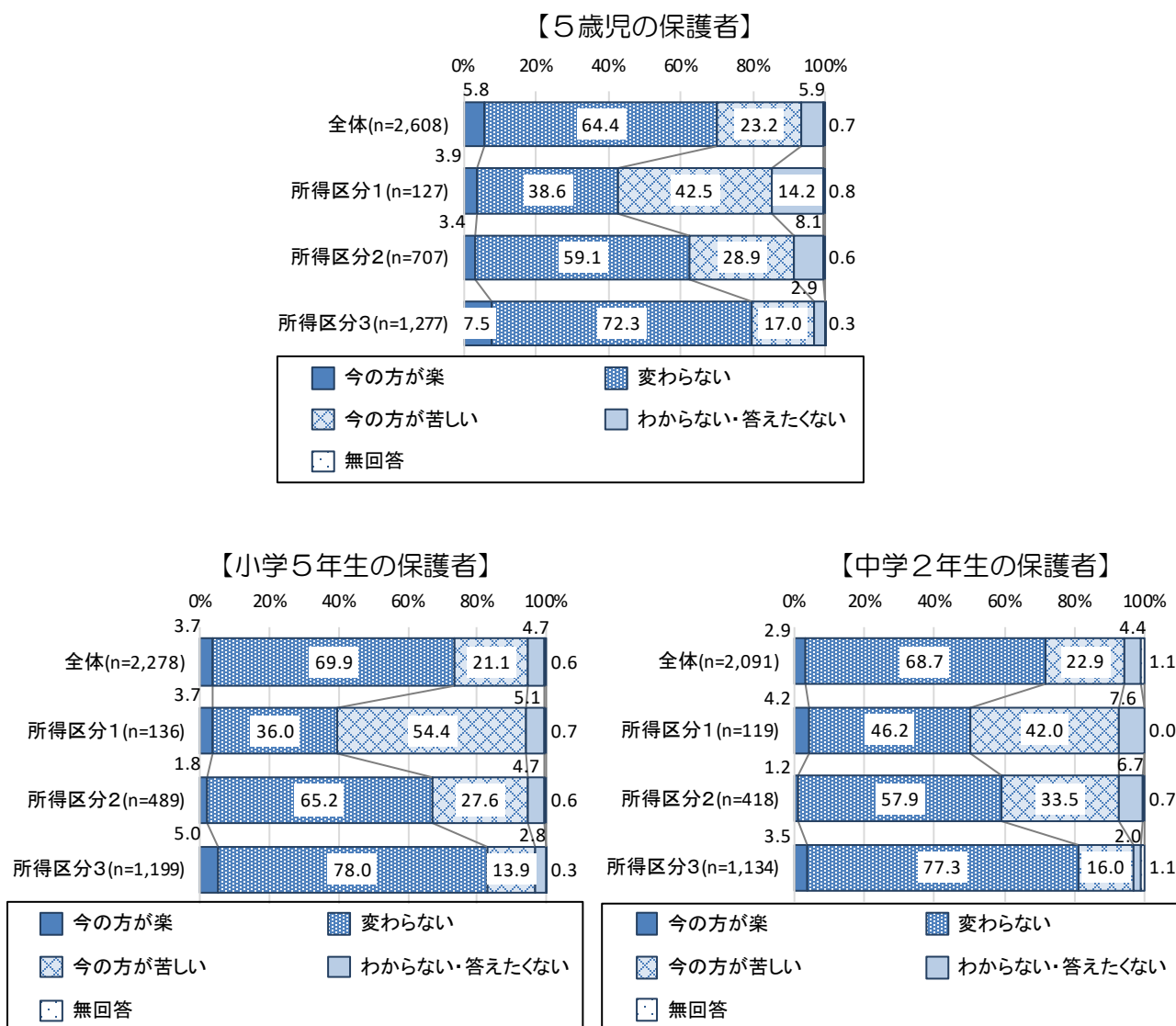
【中学2年生の保護者】



エ 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響

- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響による失職や、特にパートタイム等の非正規雇用で働く方の勤務時間や勤務日数の減少に伴う収入の減少により、困難を抱えている子育て世帯が増えていることが指摘されています。
- 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年1月頃と比べた現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「今の方が苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の42.5%、小学5年生の保護者の54.4%、中学2年生の保護者の42.0%が「今の方が苦しい」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど大きな影響を受けていることが確認できます。

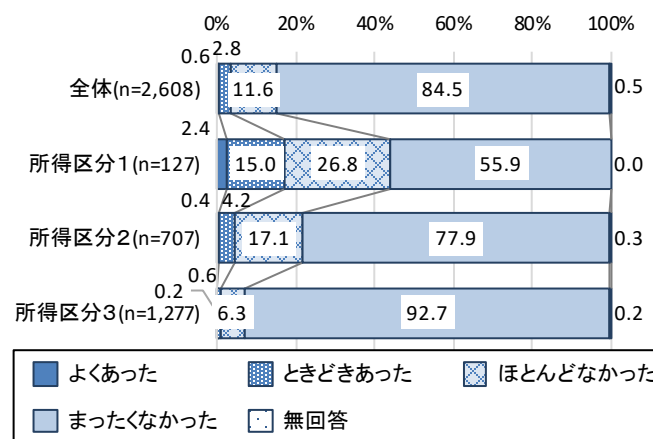
図表 3 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響



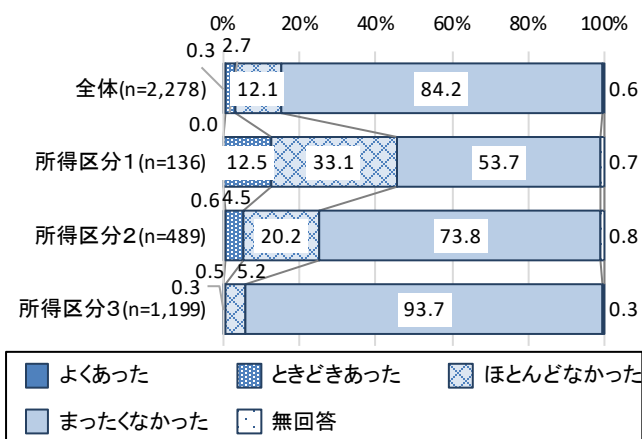
オ 「物質的剥奪」の状況（必要な食料や衣料が買えなかった経験）

- 市民アンケート調査では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の3～4%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の17.4%、小学5年生の保護者の12.5%、中学2年生の保護者の22.7%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする衣料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の5～6%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の24.4%、小学5年生の保護者の23.6%、中学2年生の保護者の31.9%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、こちらも全体と比べて厳しい状況が確認できます。

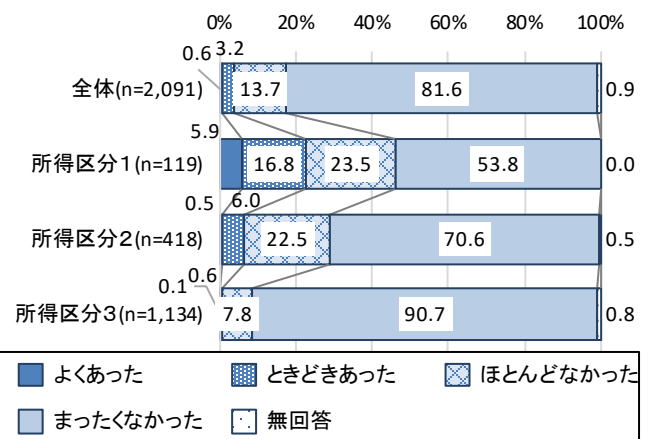
図表 4 過去1年間にお金が足りなくて必要とする食料が買えなかった経験
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】

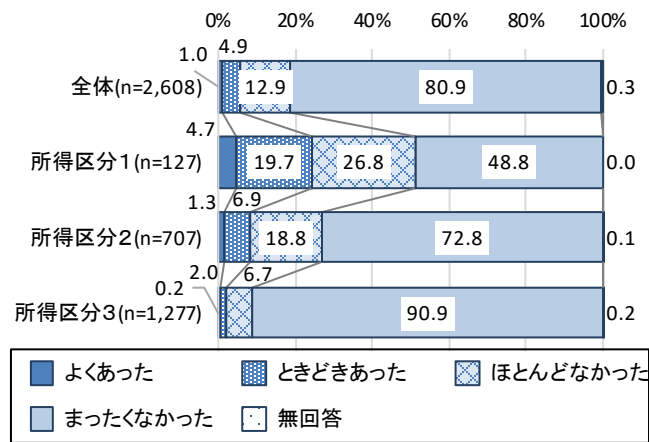


【中学2年生の保護者】

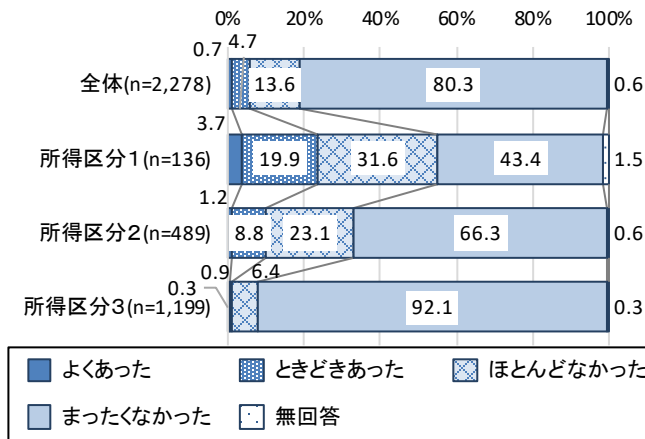


図表 5 過去1年間にお金が足りなくて必要とする衣料が買えなかった経験

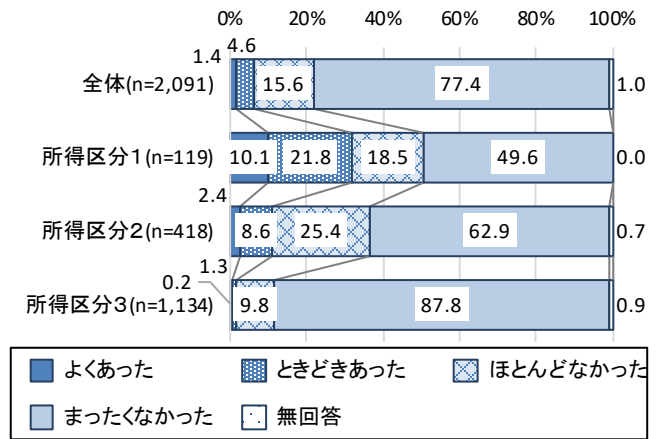
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



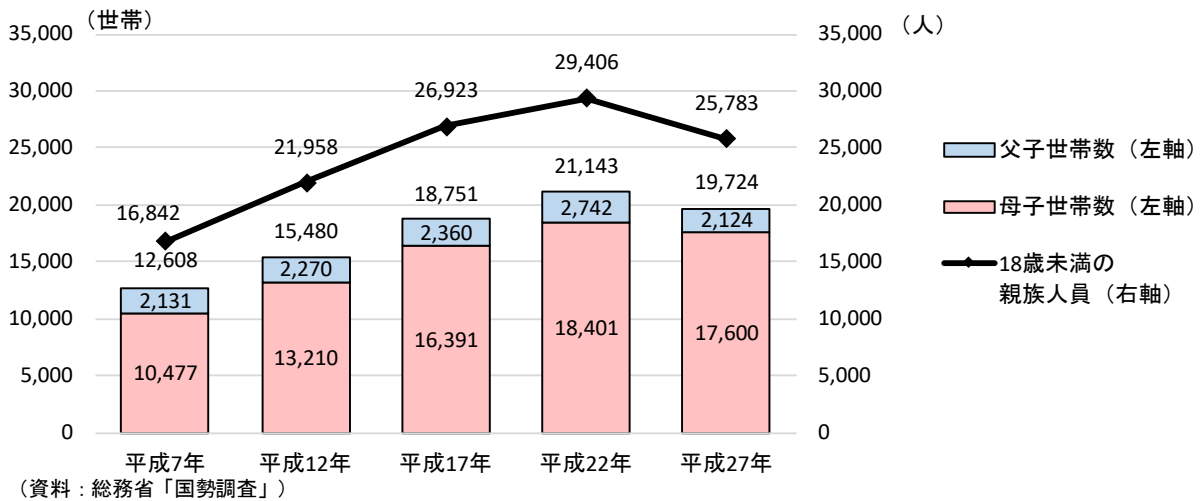
【中学2年生の保護者】



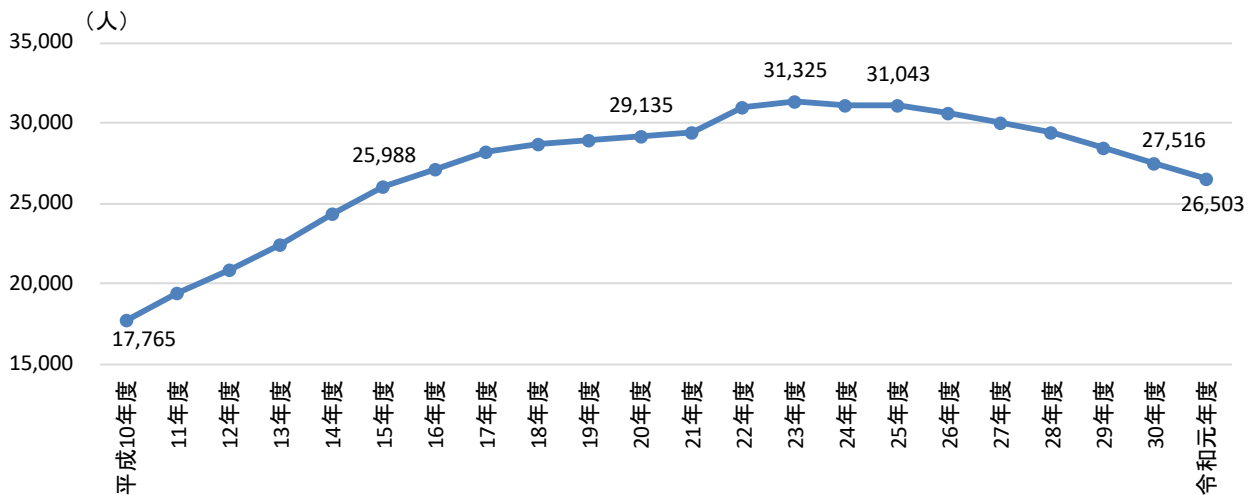
カ ひとり親家庭の状況

- 国勢調査によると、ひとり親と18歳未満の子どものみで構成される母子・父子世帯数は、平成27年までの20年間で、12,608世帯から19,724世帯となり約1.6倍に増加しています。
- また、本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、令和元年度時点で26,503人となっており、18歳以下の子どもに占める割合は約4.5%となっています。

図表 6 母子・父子世帯数の推移（ひとり親と子のみの世帯）



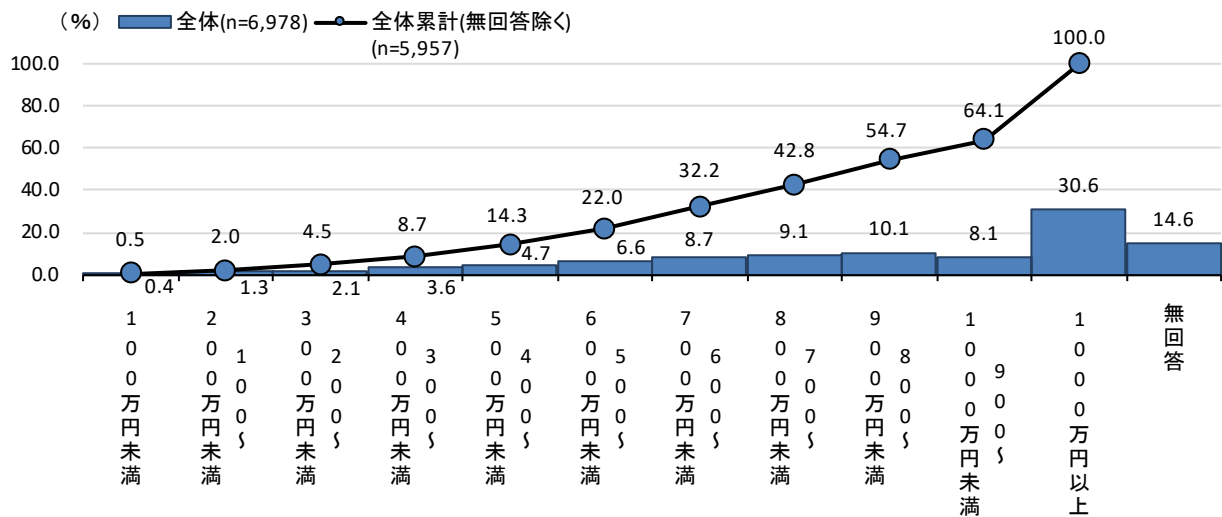
図表 7 児童扶養手当の支給対象児童数の推移



- 支援者等ヒアリングでは、経済的に困難を抱える子どもの背景の一つに、ひとり親世帯であることが多く指摘されており、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、不安定な就労をせざるを得ない世帯も多く、生活困窮に陥るリスクが高くなっています。
- 市民アンケート調査では、ひとり親世帯の年間収入について、400万円未満（「100万円未満」「100～200万円未満」「200～300万円未満」「300～400万円未満」の合計）の回答割合（無回答を除く）が60.0%となっており、世帯全体の8.7%と比べて、非常に高くなっています。

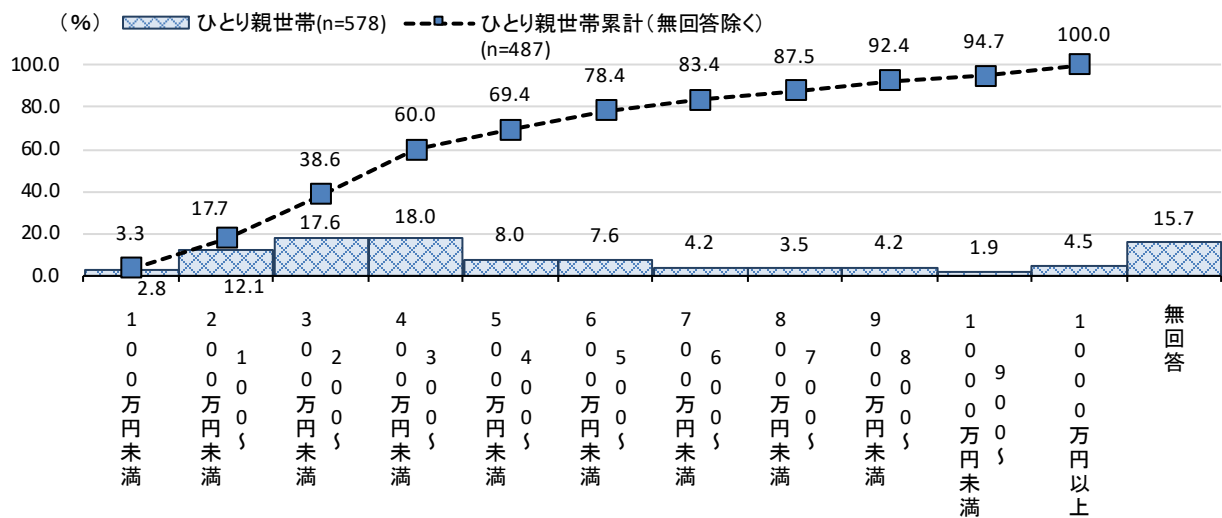
図表 8 世帯の年間収入（世帯全体）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



図表 9 世帯の年間収入（ひとり親世帯）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



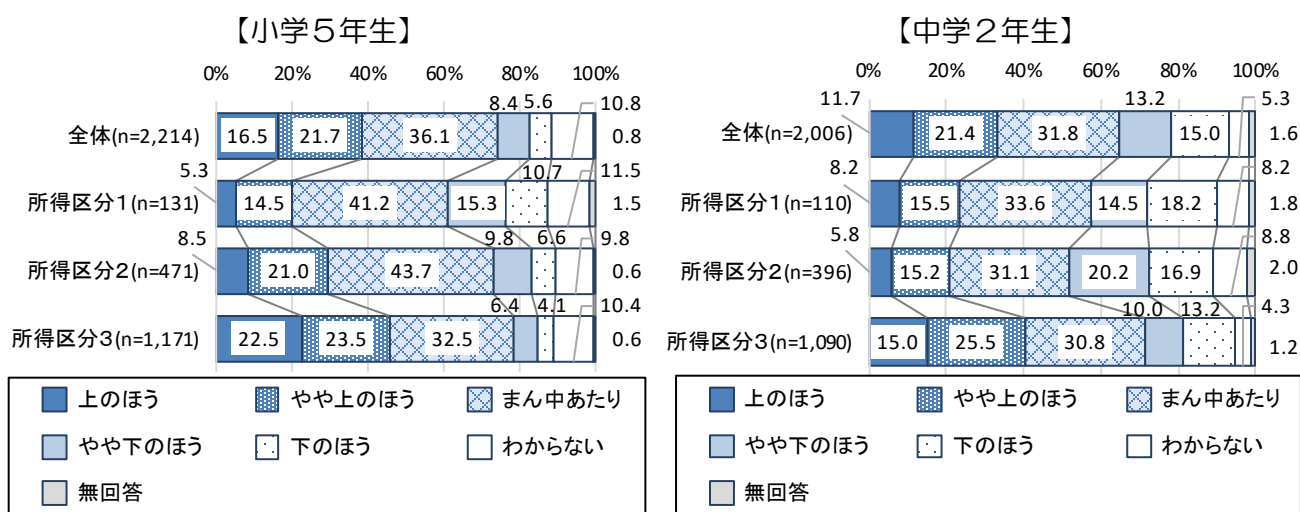
(2) 子どもの状況

ア 学習や進学等に関すること

①学校の成績等

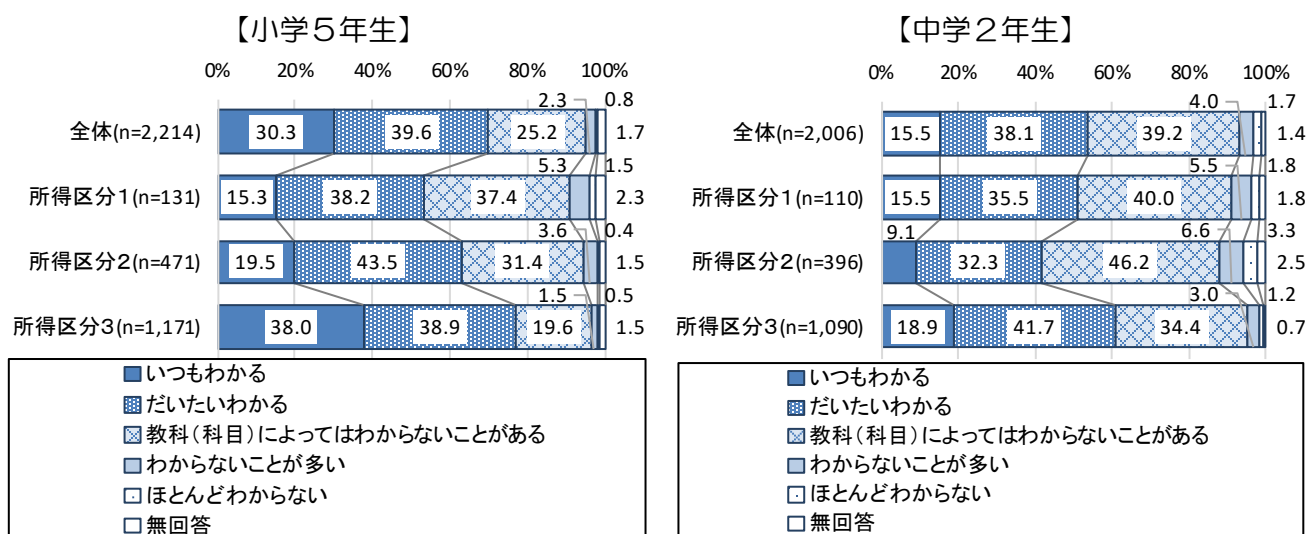
- 市民アンケート調査では、クラスの中での成績の状況について、小学5年生の14.0%、中学2年生28.2%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の26.0%、中学2年生の32.7%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど成績の分布が下の方に偏っている傾向が確認できます。

図表 10 クラスの中での成績



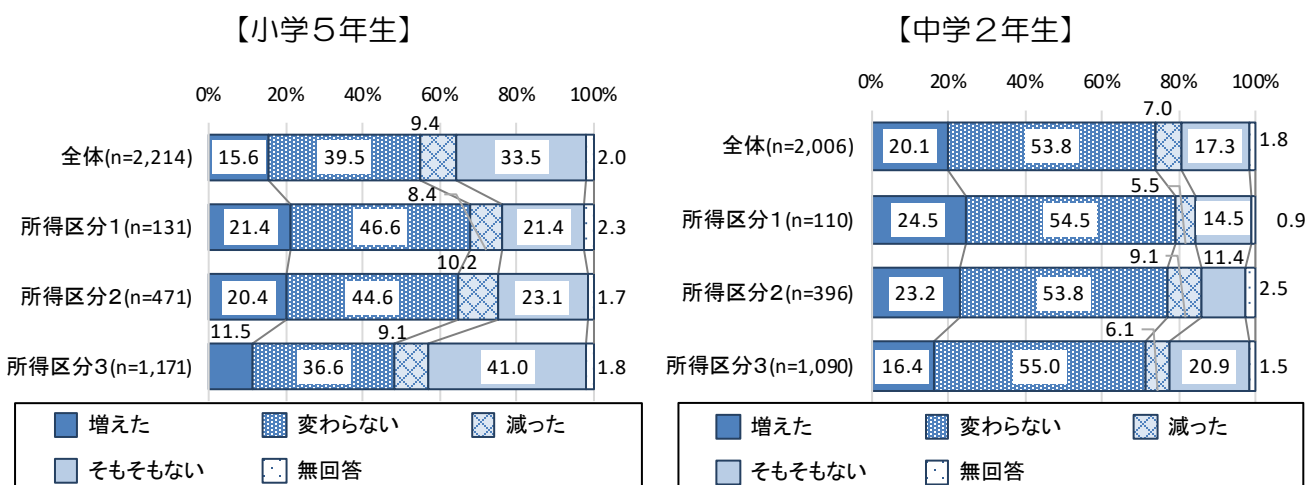
- 学校の授業がわからないことについては、小学5年生の3.1%、中学2年生の5.7%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯の小学5年生の6.8%、中学2年生の7.3%、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の9.9%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しています。
- 支援者等ヒアリングでは、自分の部屋・勉強机を持つ子どもがいる一方で、経済的な理由等から、自分の部屋・勉強机を持たず、また、塾にも通えないなど、学習環境に差があることが指摘されています。
- また、保護者が忙しいひとり親家庭などでは、子どもの学習を家庭でサポートしてもらうことが困難であるといった状況も聞かれました。
- さらに、精神疾患を抱えている保護者や、小さいきょうだいの面倒を見ている等の理由により、学校になかなか来られず、授業についていけなくなってしまう子どもがいることも指摘されています。

図表 11 学校の授業がわからないこと



○ 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の影響も見られました。新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が休みになる前（令和2年2月以前）と比べて、学校の授業がわからないと感じることが増えたかどうかについて、小学5年生の15.6%、中学2年生の20.1%が「増えた」と回答しています。経済的基盤が弱い世帯ほど大きく影響を受けている傾向はありますが、世帯の所得に限らず、子どもへの影響の大きさが確認できます。

図表 12 学校の授業がわからないと感じること
(新型コロナウイルス感染症の影響)

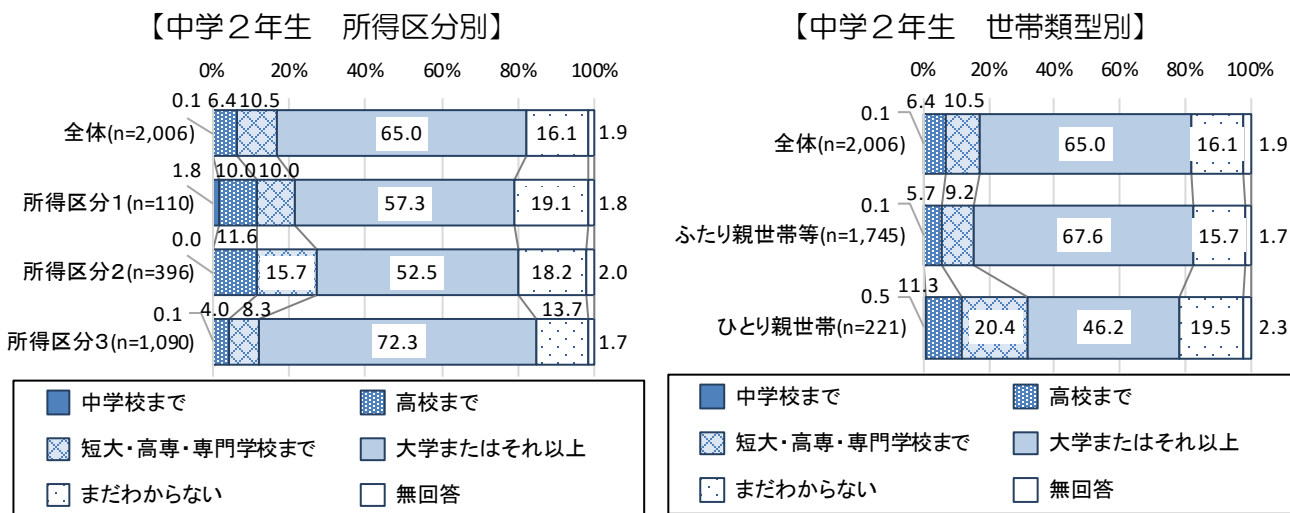


- また、市民アンケート調査において、悩んでいることや心配なこと等について尋ねた問（以下、自由記述欄という。）では、「学校の授業についていけない」「成績が伸び悩んでいる」といったものや、「スマートフォンの使用をやめられず勉強に集中できない」「感染症の影響でオンライン学習が進み、勉強についていけるか不安」といった、勉強や成績に関する声が多く見られました。

② 子どもの進学

- 支援者ヒアリングでは、特に複合的な困難を抱える世帯等においては、生活習慣の乱れ等により、登園や通学ができない、学習習慣が整わない、学習意欲が欠如しやすいとの指摘がされています。
- また、保護者が多忙で進路についての相談ができないケースや、子どもの近くにロールモデルとなる保護者以外の大人が不在であり、高校や大学への進学や進学後の具体的なイメージを持つことが難しい場合があることや、家庭の経済状況等から高校卒業後に進学を希望していても就職を選ばざるをえない場合があることも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、子どもの進学の希望について、中学2年生の65.0%が「大学またはそれ以上」と回答している一方、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもではそれぞれ57.3%、52.5%となっており、全体と比べて低くなっています。また、世帯の類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生では、「大学またはそれ以上」の回答割合が46.2%となっており、ひとり親世帯の子どもの大学進学等の希望が特に低くなっていることが確認できます。

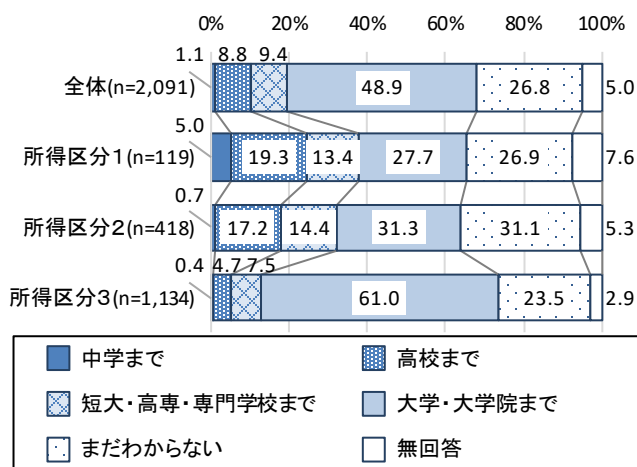
図表 13 子どもの進学希望



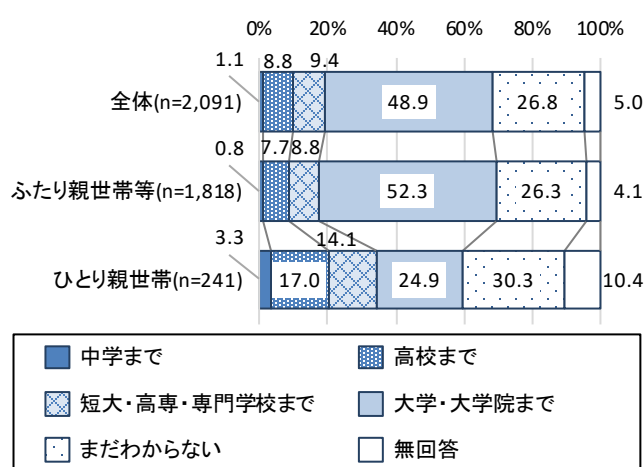
- 子どもの進学費用や教育費について不安に感じている保護者が多いことや、進学に係る経済的負担等から保護者の進路に関する考えと、子どもの考えに違いが生じている場合があることも支援者ヒアリングでは指摘されています。
- 市民アンケート調査では、保護者が考える子どもの現実的な進学先について、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合が、それぞれ27.7%、31.3%となっており、前述の所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合（それぞれ57.3%、52.5%）との差が生じています。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合は24.9%となっており、こちらも前述のひとり親世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合（46.2%）と差が生じています。

図表 14 子どもの現実的な進学先

【中学2年生の保護者 所得区分別】



【中学2年生の保護者 世帯類型別】



イ ふだんの生活に関すること

① 食生活

- 支援者等ヒアリングでは、特に経済的に困難を抱える世帯等においては、家庭環境が整っておらず、生活リズムが乱れており、朝食や夕食を食べていない子どもがいることや、保護者のネグレクトや金銭管理が計画的にできていないこと等により、十分な食事が与えられていない子どもがいることが指摘されています。
- また、特にひとり親家庭等においては、保護者が仕事から帰ってくる時間が遅く、子どもの食事に手が回らなかったり、子どもが渡されたお金で適当な物を買って食べていたりするといったことが聞かれました。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の収入が減少したことで、食費を抑え、食事を十分にとれなかった子どもや、学校へ行かないことで昼夜が逆転し、生活リズムが崩れる子どもがいたことが聞かれました。

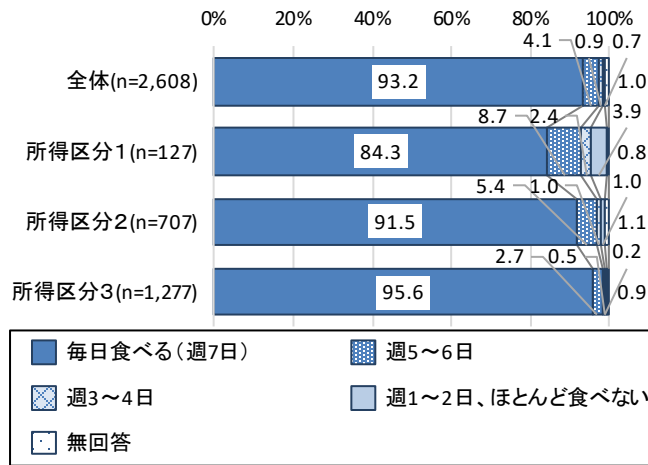
- 市民アンケート調査では、朝食をとる頻度について、5歳児の保護者の93.2%、小学5年生の90.6%、中学2年生の83.5%が「毎日食べる（週7日）」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の84.3%、小学5年生の78.6%、中学2年生の76.4%が「毎日食べる（週7日）」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

② 就寝時間

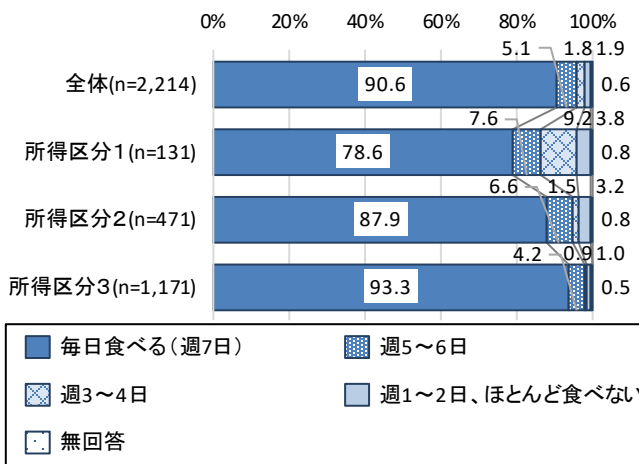
- 市民アンケート調査では、ふだんの平日、ほぼ同じ時間に寝ているかについて、小学5年生の41.2%、中学2年生39.3%が「そうである」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の32.1%、中学2年生の34.5%、所得区分2に該当する世帯では中学生の32.3%が「そうである」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

図表 15 子どもの朝食をとる頻度（所得区分別）

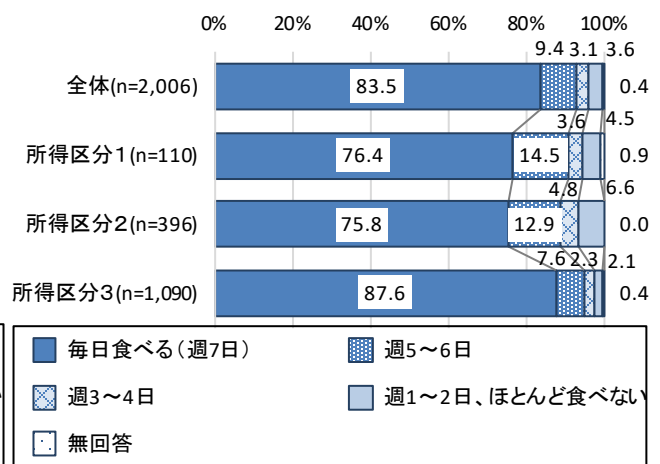
【5歳児の保護者 世帯類型別】



【小学5年生 所得区分別】

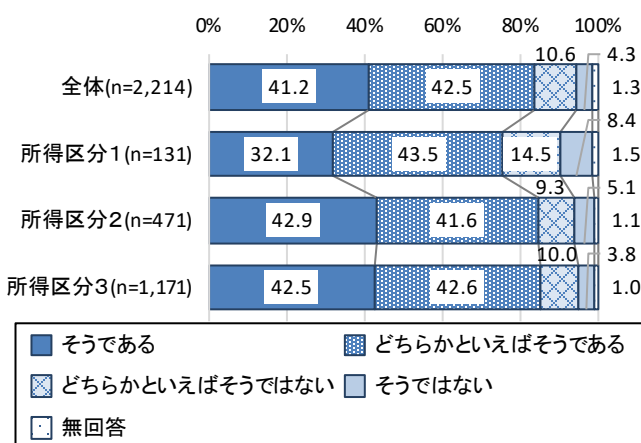


【中学2年生 所得区分別】

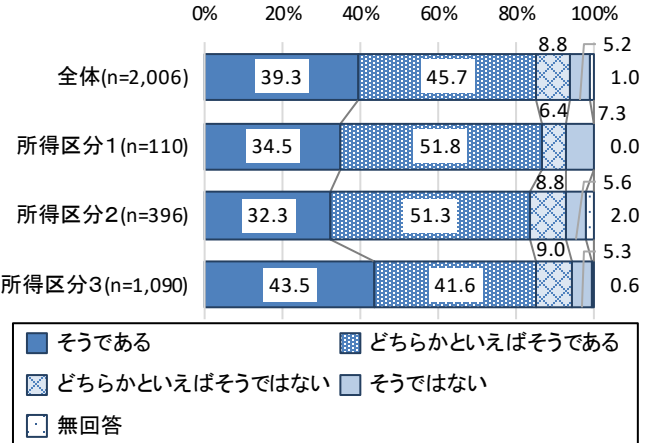


図表 16 平日にほぼ同じ時間に寝ているか

【小学5年生 所得区分別】



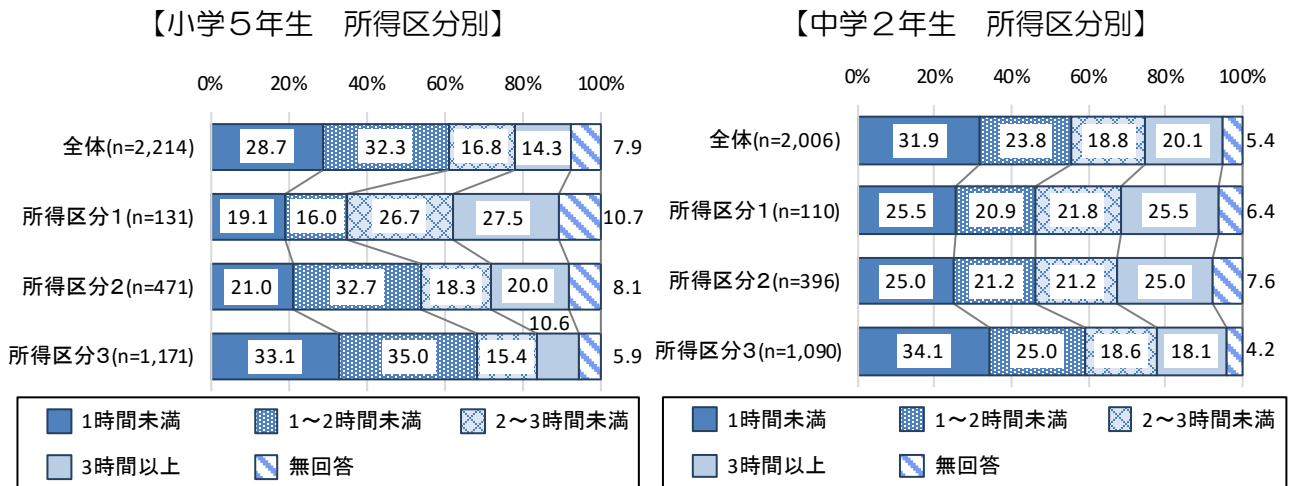
【中学2年生 所得区分別】



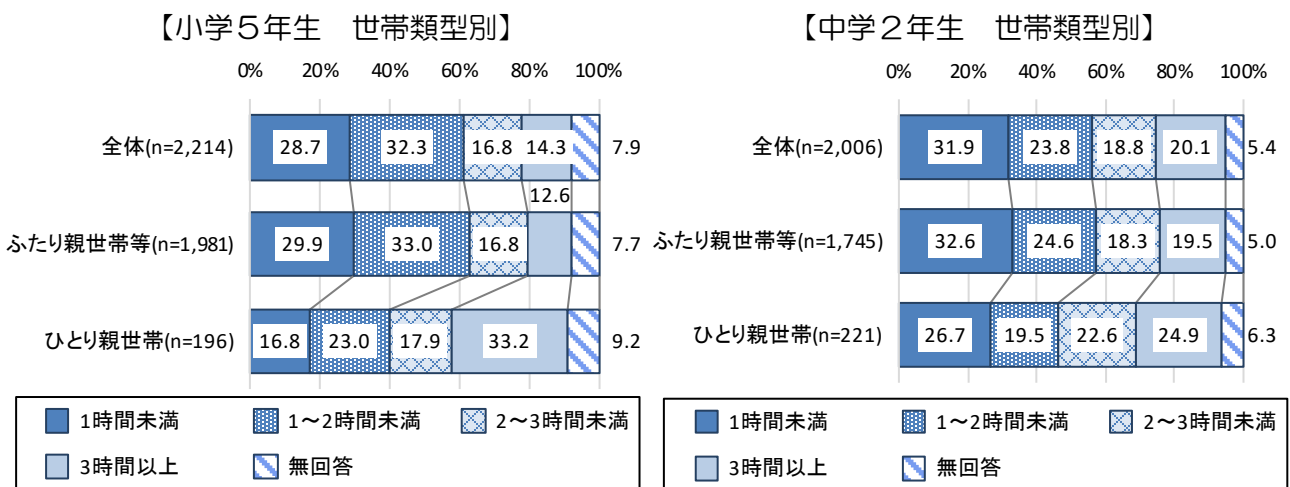
③ 平日にゲーム機で遊ぶ時間

- 市民アンケート調査では、平日にゲーム機（パソコン・スマホ・タブレット等を用いたゲームをふくむ）で遊ぶ1日あたりの平均時間について、2時間以上（「2～3時間未満」「3時間以上」の合計）と回答した割合が、小学5年生では31.1%、中学2年生では38.9%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の54.2%、中学2年生の47.3%、また、ひとり親世帯に該当する小学5年生の51.1%、中学2年生の47.5%が2時間以上と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、子どもの自由記述欄では、「学校の勉強よりもゲームのことを考えてしまう」「ゲームの時間がとれない」「自分がゲーム中毒であるかもしれない」といった声も見られました。

図表 17 平日にゲーム機で遊ぶ時間（所得区分別）

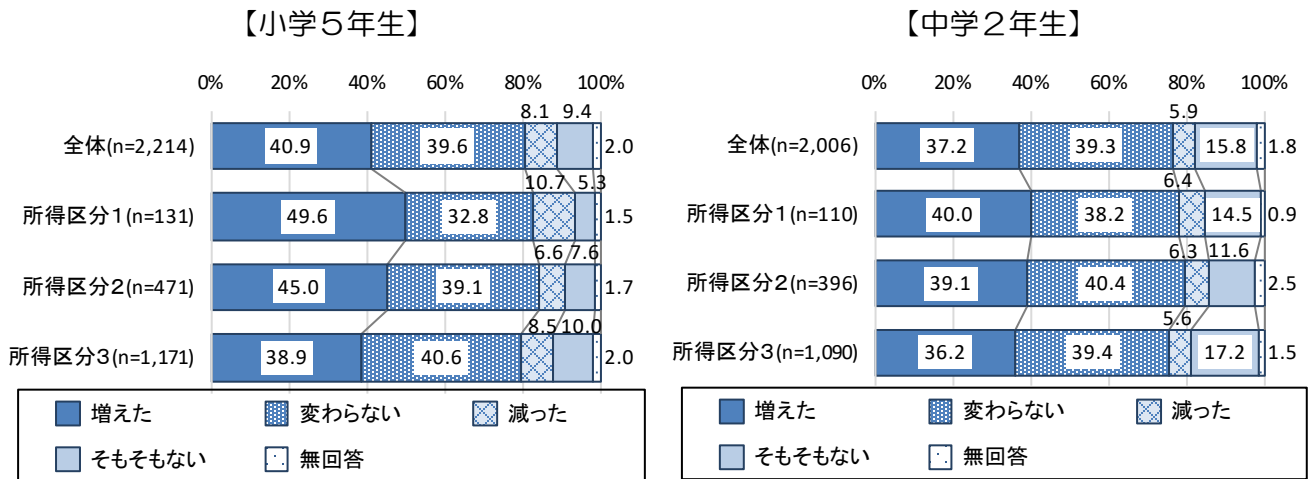


図表 18 平日にゲーム機で遊ぶ時間（世帯類型別）



- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅の時間が増えたことにより、オンラインゲーム等を早朝までやり続けてしまう子どもがいることや、言葉遣いが汚くなるといった悪影響があることが指摘されています。
- また、スマートフォンに依存したり、子どもが精神的に不安定になり暴れるといったケースが増えていることも聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症の影響が見られています。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、ゲームをする時間が増えたかどうかについて、小学5年生の40.9%、中学2年生の37.2%が「増えた」と回答しています。また、所得区分1に該当する世帯の小学5年生では、49.6%が「増えた」と回答しており、子どもへの影響の大きさが確認できます。

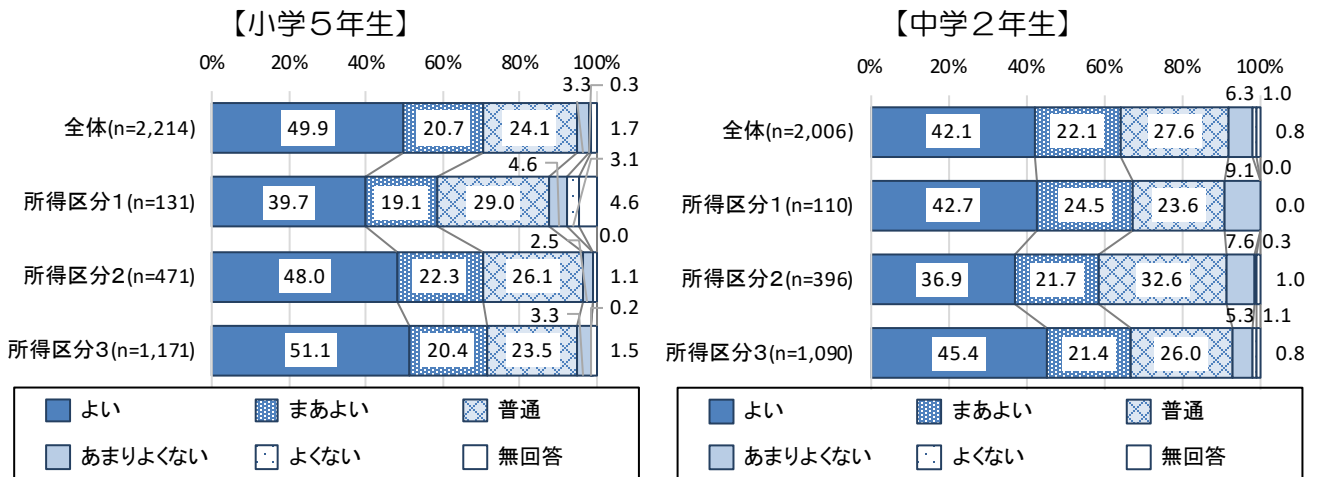
図表 19 ゲームをする時間（新型コロナウイルス感染症の影響）



ウ 健康・精神状態に関すること

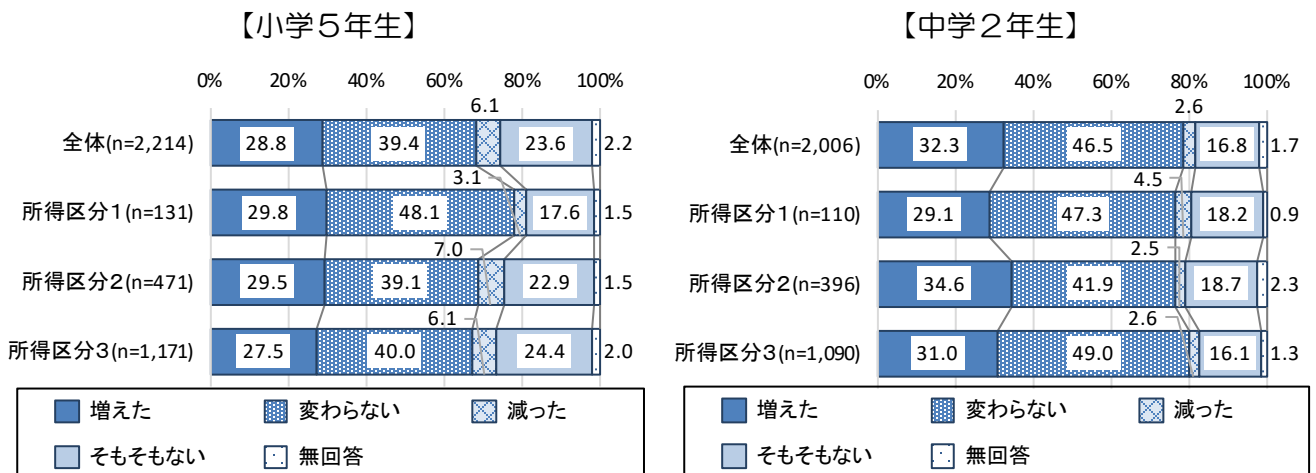
- 市民アンケート調査では、子ども自身の健康状態について、小学5年生の3.6%、中学2年生の7.3%が「あまりよくない」「よくない」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の7.7%、中学2年生の9.1%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 20 子どもの健康状態



- また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、世帯の所得に関わらず、子どもの精神面に大きな影響を与えていることも確認できました。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、イライラや不安を感じたり、気分がしずむことが増えたかどうかについて、小学5年生の28.8%、中学2年生の32.3%が「増えた」と回答しています。
- さらに、子どもの自由記述欄では、「感染症の影響で外出頻度が減り、友達と遊べないので精神的にまいっている」「塾がオンライン学習になり、成績がすごく下がってしまっで心の状態が不安定」といった声も見られました。

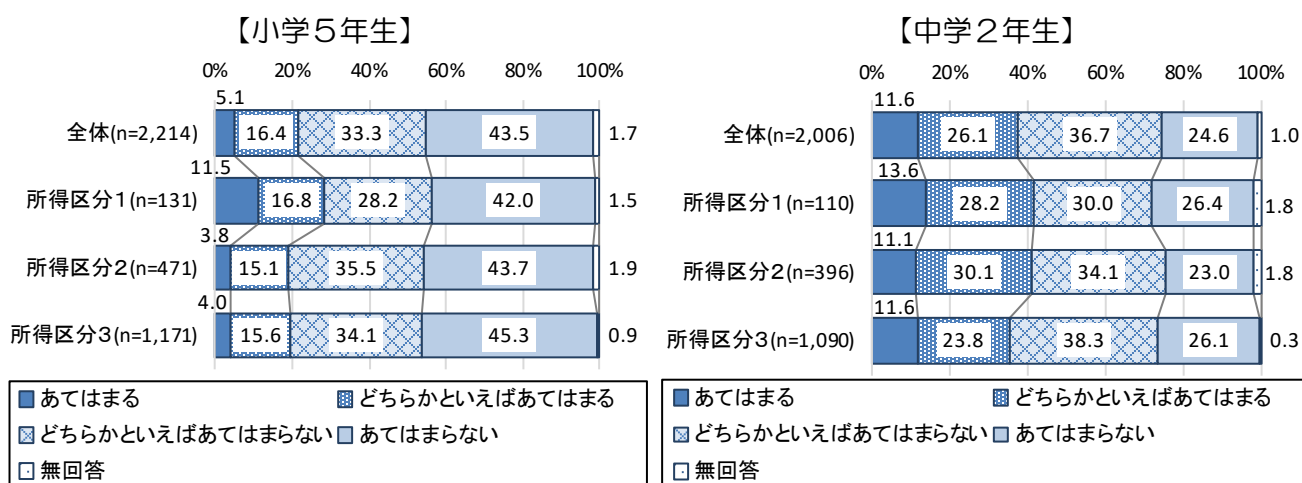
図表 21 イライラや不安を感じたり、気分がしずむこと（新型コロナウイルス感染症の影響）



エ 子どもの孤立の状況

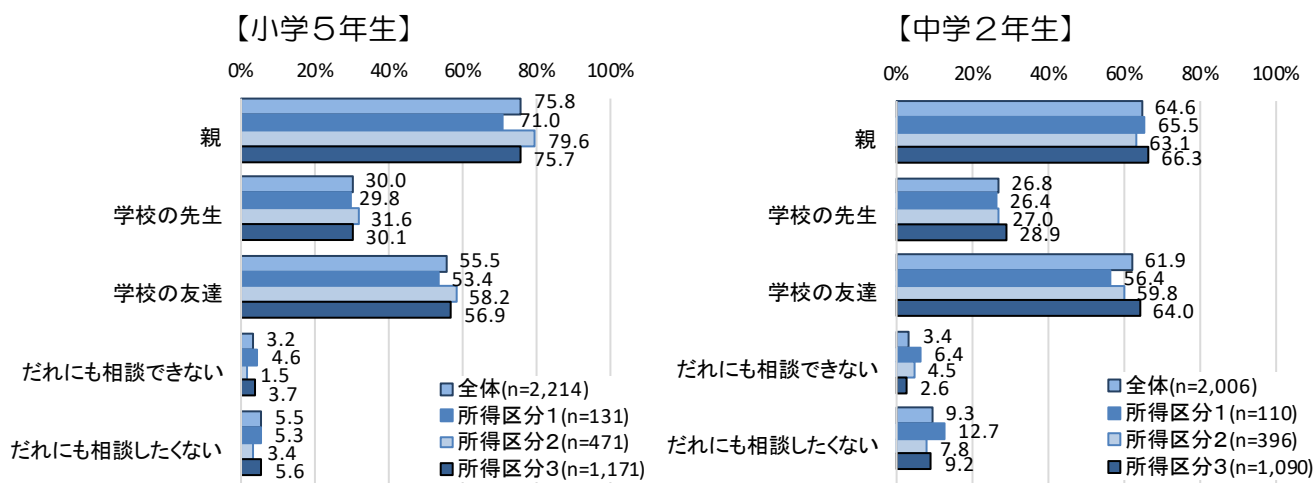
- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、保護者の仕事の忙しさや、虐待、無関心等により愛着形成が不全であること等から情緒不安定であったり、保育士や教師その他の大人に過剰に甘えがちであったりする場合があること等が指摘されています。また、自分に自信がなく、自己肯定感が低い傾向にあることも聞かれました。
- 子どもの自由記述欄では、「人を信用できない」「自分に自信が持てない」「学校にも友達ができず困ったことを相談できる相手がいない」といった声や、「相談しやすい人がほしい」「親に相談できず、一人でため込むことが増えた」といった声が見られました。
- 市民アンケート調査では、人は信用できないと思うかについて、小学5年生の5.1%、中学2年生の11.6%が「あてはまる」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の11.5%、中学2年生の13.6%が「あてはまる」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 22 人は信用できないと思うか



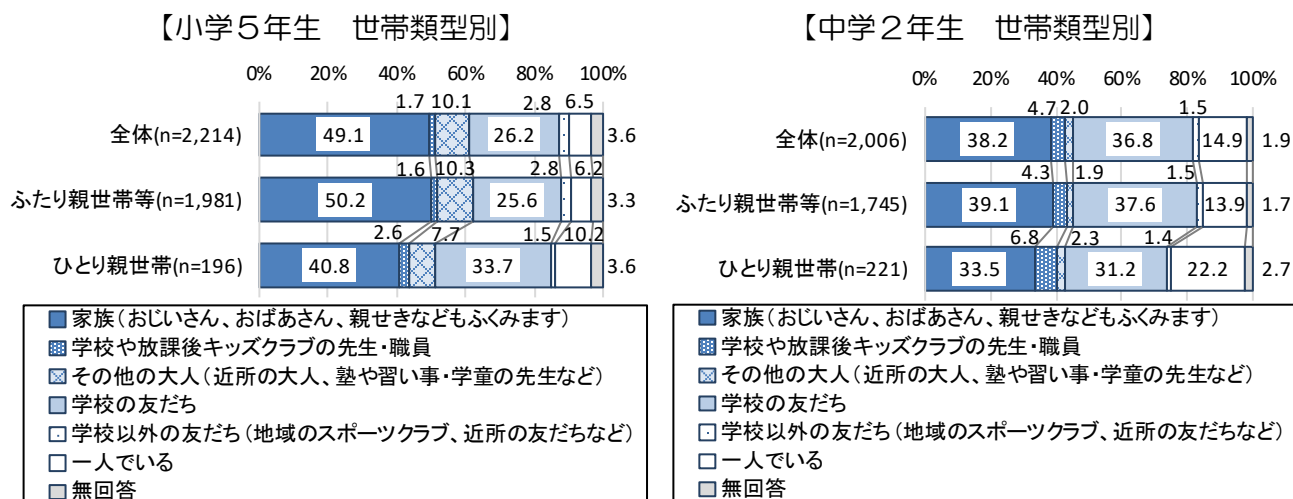
- また、相談できると思う人の有無については、全体として「親」や「学校の友達」と回答する割合が高い中、小学5年生の3.2%、中学2年生3.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の4.6%、中学2年生の6.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 23 相談できると思う人



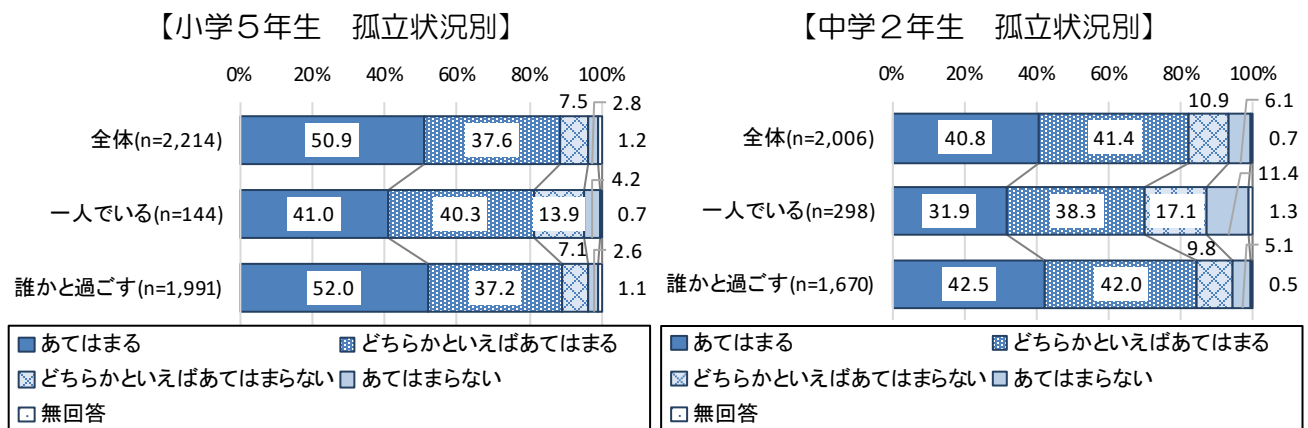
- さらに、平日の放課後に一緒に過ごす人については、小学5年生の6.5%、中学2年生14.9%が「一人である」と回答しており、所得区分により大きな差は見られないものの、中学2年生の方がより「一人である」傾向が強いことが確認できます。
- 世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ10.2%、22.2%が「一人である」と回答しており、保護者が仕事等で忙しいひとり親家庭においては、放課後の子どもの孤立の状況が確認できます。

図表 24 平日の放課後に一緒に過ごす人（世帯類型別）

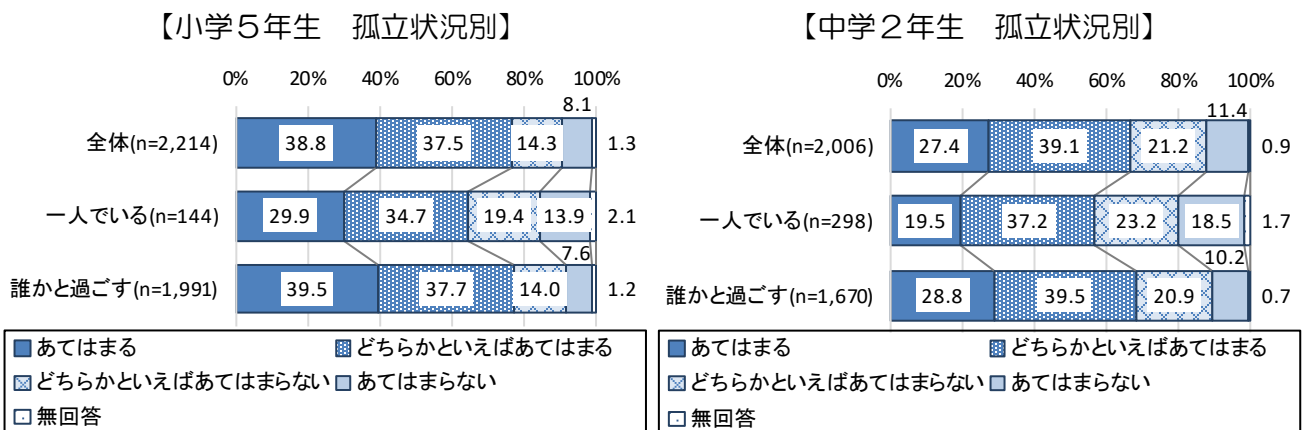


- 市民アンケート調査では、平日の放課後に友達や家族、その他の大人などと一緒に過ごす子ども（以下「誰かと過ごす子ども」という。）と一人で過ごす子どもでは、自己肯定感に差があることも確認できました。
- 自分には、よいところがあると思うかについて、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の9.7%、中学2年生の14.9%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の18.1%、中学2年生の28.5%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しています。
- また、自分のことが好きかどうかについては、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の21.6%、中学2年生の31.1%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の33.3%、中学2年生の41.7%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しており、身近な大人や友だちとの関わりが、自己肯定感にプラスの影響を与えていることが推測されます。

図表 25 自分にはよいところがあると思うか（孤立状況別）



図表 26 自分のことが好きだと思うか（孤立状況別）

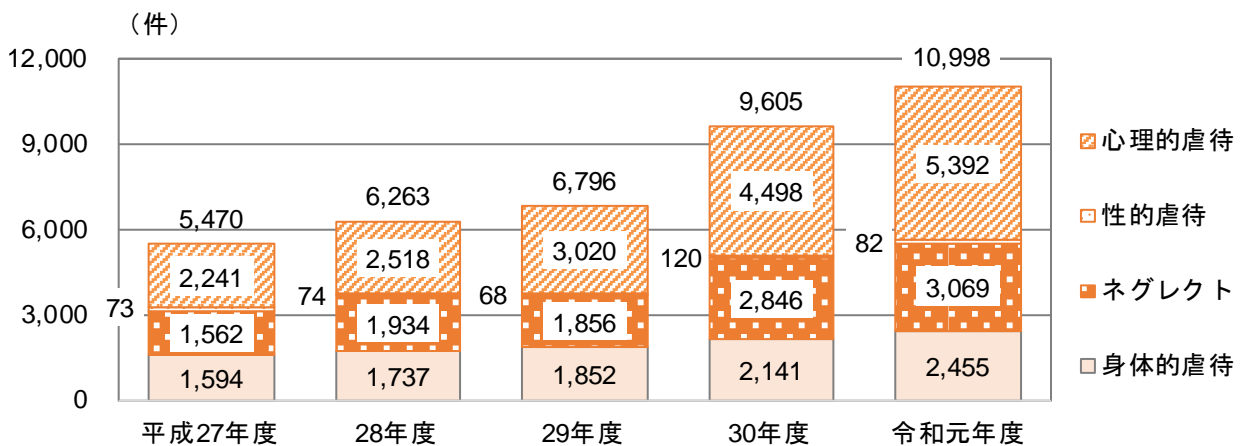


オ 子どもを取り巻く様々な状況について

① 社会的養護を必要とする子ども

- 「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難な子どもに対し、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 社会的養護を担う施設には、乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、里親等があり、本市の令和元年度の施設入所・里親等への委託児童数は 695 人となっています。
- 児童養護施設の入所児童等を対象とした平成 30 年の国の調査によると、児童養護施設に入所している子どもの 65.6%、里親に委託されている児童の 38.4%が保護者からの虐待を受けた経験があるとされています。
- 本市においても、児童虐待（疑いを含む）の新規対応件数は増加傾向にあり、平成 27 年度の 5,470 件から令和元年度には 10,998 件と 4 年間で約 2 倍に増加しています。

図表 27 新規児童虐待対応件数の推移

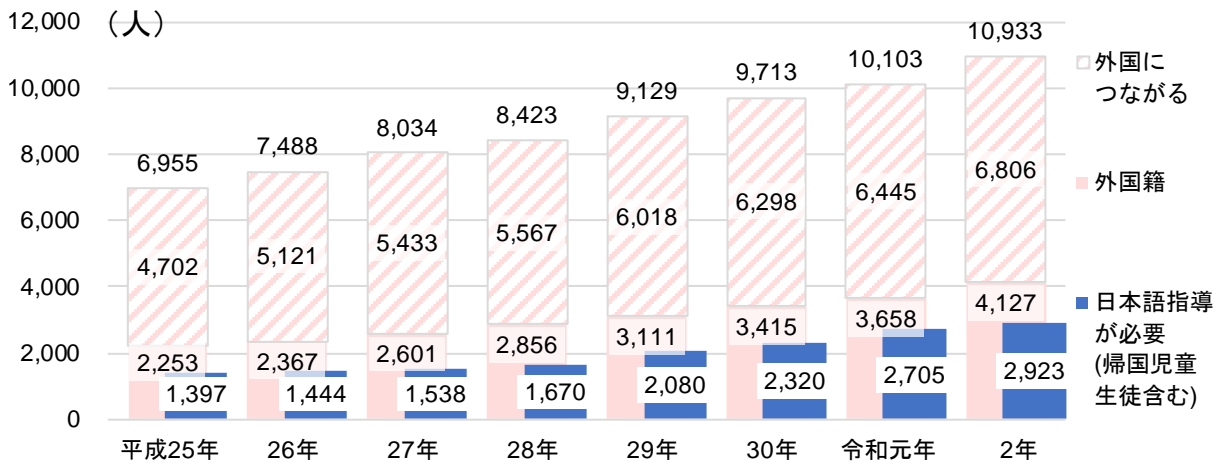


- 社会的養護のもとで暮らしている子どもは、必要な場合は 20 歳までは児童養護施設や里親のもとで暮らすことが認められますが、原則として 18 歳で施設等から自立することとなります。施設等退所後に保護者からの経済的援助や精神的な支えのない厳しい状況の中で自立を求められます。
- 未成年であることや家族を頼ることができないこと等により、単身では住居を確保しづらかったり、病気になっても、仕事を失っても帰る場所や頼れる人がいなかったりと社会的に孤立し、生活困窮に陥るリスクが高い状況に置かれています。
- 施設等退所後の自立は大きな課題となっており、支援者ヒアリングにおいても、奨学金等の経済的な支援だけでなく、これまでの関係性がある施設職員等とのつながりを保ちながら継続的に支援していくことの重要性が指摘されています。

② 外国につながる⁴子ども

- 横浜市の外国人登録者数は増加傾向にあり、現在 10 万人以上の外国人が横浜に居住しています。それに伴い、外国籍等児童生徒数も高い水準で推移している状況が続いています。
- 令和2年7月時点で、横浜市には 10,933 人の外国籍等児童生徒が市立小・中・義務教育学校に在籍しています。その内、日本語指導が必要な児童生徒数は 2,900 人を超えています。

図表 28 外国籍・外国につながる児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒数



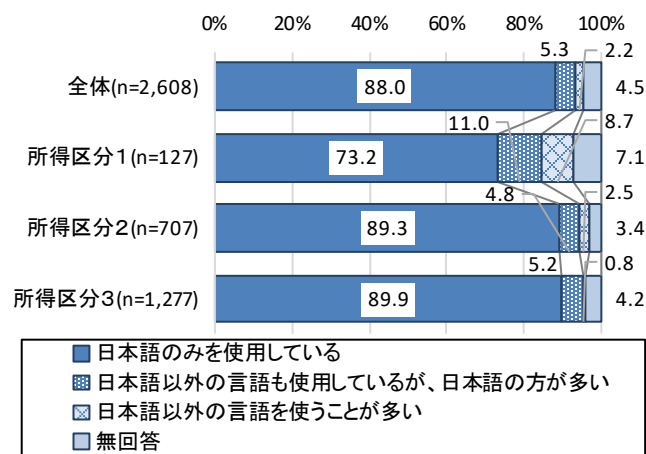
- 支援者等ヒアリングでは、外国につながる世帯は言語の壁により制度等に関する情報を得ることが難しく、必要な支援が届きにくいことから、困難を抱えてしまう場合があることが指摘されています。また、言語や文化の違いから、地域のコミュニティから孤立しがちであり、周囲とつながりにくく、抱えている課題が見えづらいといった状況が聞かれました。
- 外国につながる世帯の子どもの中には、保護者の都合で来日している場合に、日本で生活していくモチベーションが高くない、将来を思い描くのが難しくなるといった場合や、友人との日常的な会話はできるが、生活言語と学習言語の違いから思うように学力が伸びず、学習や進学に課題を抱える場合があることが指摘されています。

⁴ 国籍は日本でありながら、以前は外国籍だった児童生徒、両親の両方又はどちらか一方が外国籍である児童生徒など、様々な形で外国につながる児童生徒を総括した呼び方

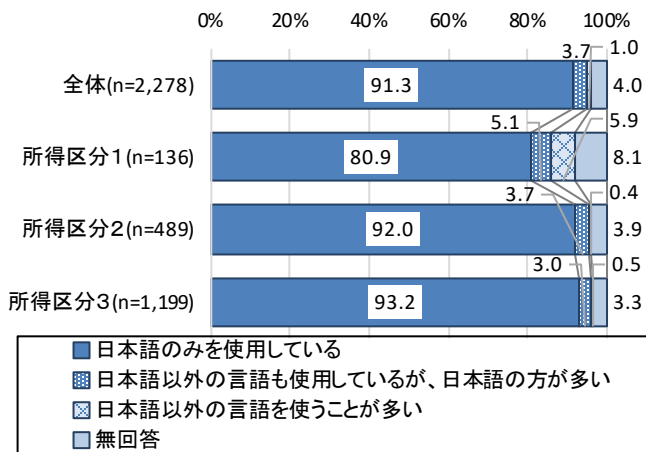
- 市民アンケート調査では、家庭での言語の使用状況について、5歳児の保護者の7.5%、小学5年生の保護者の4.7%、中学2年生の保護者の3.6%が日本語以外の言語を使用している（「日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い」「日本語以外の言語を使うことが多い」の合計）と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、日本語以外の言語を使用していると回答した割合がそれぞれ19.7%、11.0%、4.2%となっており、全体と比べて高くなっています。

図表 29 家庭での言語の使用状況

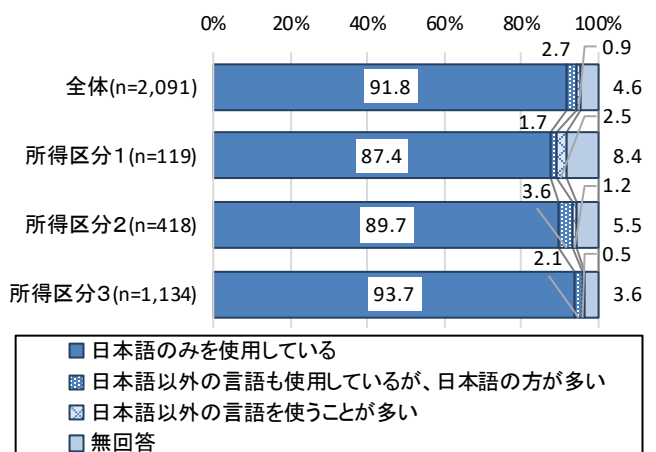
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



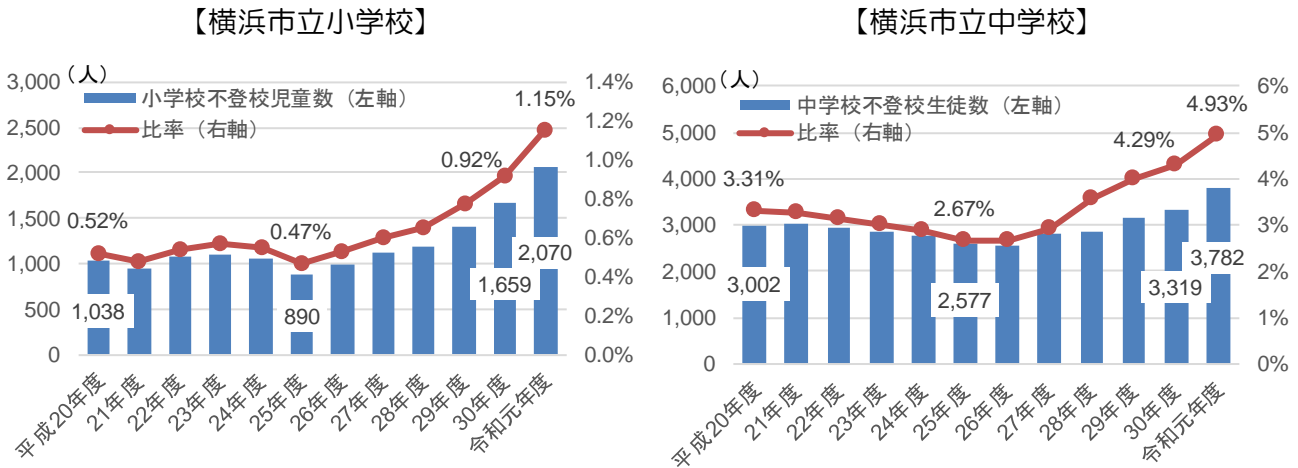
【中学2年生の保護者】



③ 子どもの不登校

○ 本市の市立小学校における不登校児童数は、平成20年度の1,038人から令和元年度には2,070人と約2倍に増加し、市立小学校の児童全体に占める割合は1.15%となっています。また、市立中学校の不登校生徒数は、平成20年度の3,002人から令和元年度には3,782人と約1.3倍に増加し、市立中学校の生徒全体に占める割合は4.93%となっています。

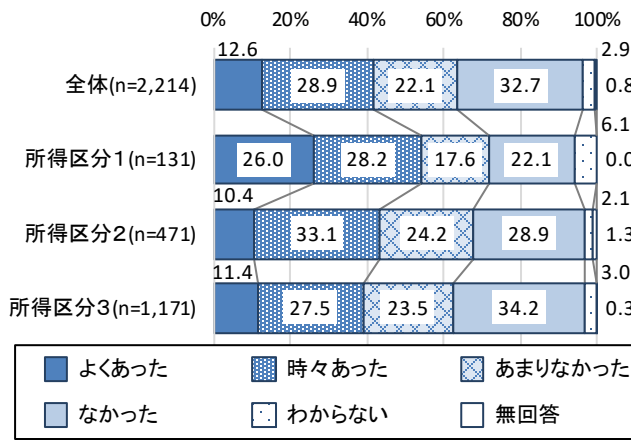
図表 30 不登校の状況



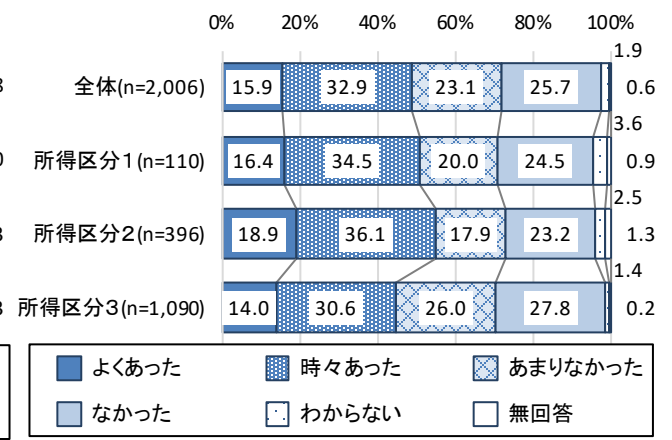
- 支援者等ヒアリングでは、不登校となった子どもの背景には、家庭の経済的困窮をはじめ、朝起きることができないなど基本的な生活習慣が整わないといった課題が指摘されています。また、そのような家庭の中には適切な養育が行われていない場合もあり、学習習慣や学習意欲が欠如しやすく、学業が遅れがちになることでさらに不登校の傾向が強まることもあるということも聞かれました。
- さらに、仕事が忙しいひとり親世帯や、保護者が精神疾患を抱えている家庭においては、子どもが家事やきょうだいの世話などを担っている場合があり、子どもが毎日登校できなくなっているといったことも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、学校に行きたくないと思ったことについて、小学5年生の12.6%、中学2年生の15.9%が「よくあった」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の26.0%、中学2年生の16.4%が「よくあった」と回答しており、小学5年生では大きな差が確認できます。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ21.4%、24.9%が「よくあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 31 学校に行きたくないと思ったこと（所得区分別）

【小学5年生 所得区分別】

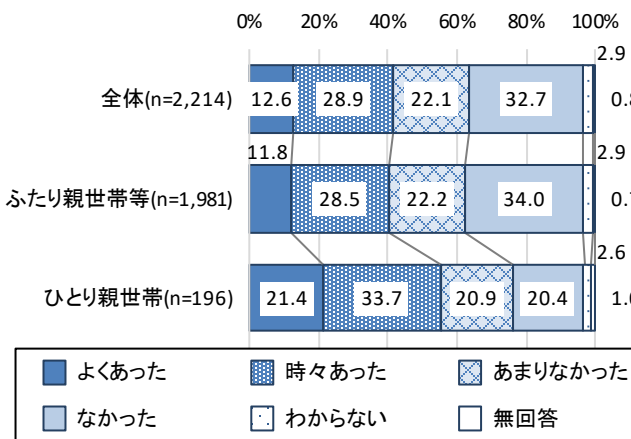


【中学2年生 所得区分別】

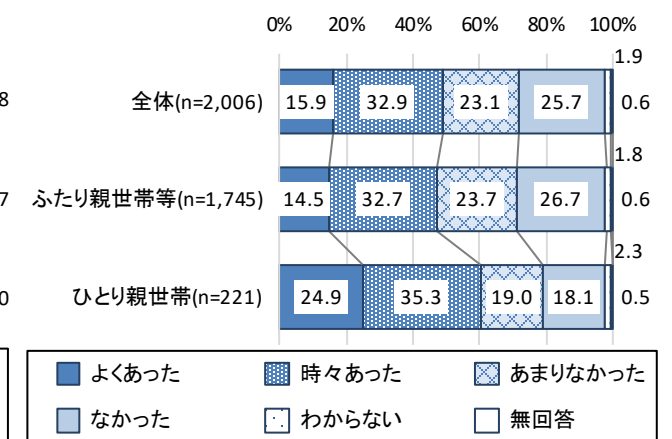


図表 32 学校に行きたくないと思ったこと（世帯類型別）

【小学5年生 世帯類型別】



【中学2年生 世帯類型別】



④ 子ども・若者のひきこもり等

○ 「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)によると、本市の15~39歳の子ども・若者のうち、ひきこもり群の定義に該当する数は約1.5万人(1.39%)となっています。また、総務省の就業構造基本調査によれば、本市の15~24歳の子ども・若者のうち、家事や通学をしていない無業者は約9,400人(2.6%)となっています。

○ 支援者等ヒアリングでは、ひきこもり等の背景には、いじめや学業不振による不登校といった負の体験や、虐待、発達障害・知的障害等、様々な課題が複合的に絡み合っているケースが多いことが指摘されています。また、保護者のもとで暮らすひきこもり状態の子ども・若者については、必ずしも経済的困窮状態にある方ばかりではありませんが、自身の悩みなどを相談できる相手や場所がないといった関係性の貧困に陥っており、中退や離職等の結果、経済的困窮に陥ってしまう場合があることが聞かれました。

図表 33 子ども・若者におけるひきこもり群の推計概要

横浜市子ども・若者実態調査 調査概要	
調査対象	市内に居住する満15歳以上39歳以下の男女個人
標本数	3,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・訪問及び郵送回収(希望者等は郵送回答)
調査時期	平成29年7月28日~11月30日
有効回答数	1,004人(33.5%)

内閣府「若者の生活に関する調査」による定義に基づき、「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)を実施し、本市におけるひきこもり群を推計

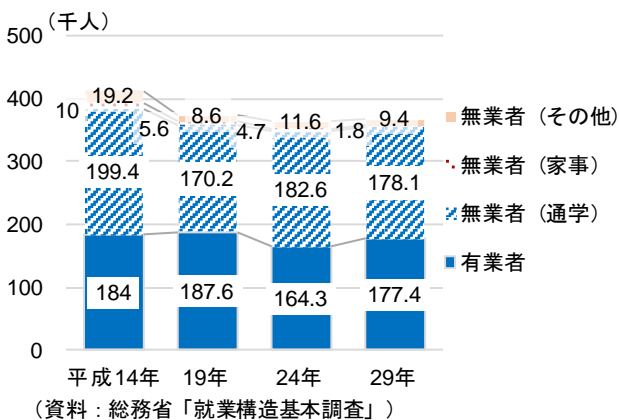
ひきこもり群の定義

- ふだんは家にいるが、自分の趣味の用事のときだけ外出する
- ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 自室からは出るが、家からは出ない
- 自室からほとんど出ない

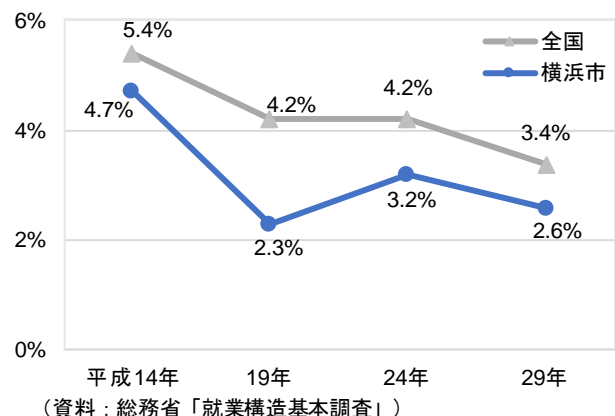
※上記の状態となって6か月以上と回答したもの
 ※上記の状態となったきっかけが自宅での仕事、妊娠、出産・育児、統合失調症、身体的な病気と回答した者、又は就業状況を尋ねる設問で専業主婦・主夫・家事手伝いをしていると回答した者、自宅にいるときによくしていることを尋ねる設問で家事・育児と回答した者を除く

図表 34 若年無業者(15~24歳)の状況

【本市の有業者・無業者(15~24歳の推移)】



【家事や通学をしていない無業者の比率】



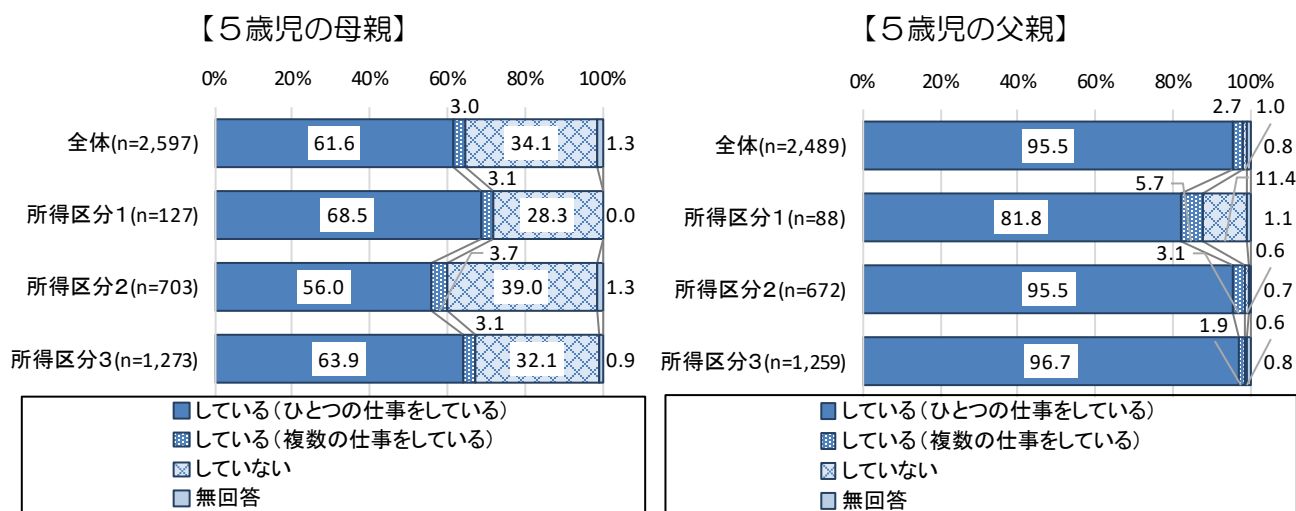
(3) 保護者の状況

ア 就労に関すること

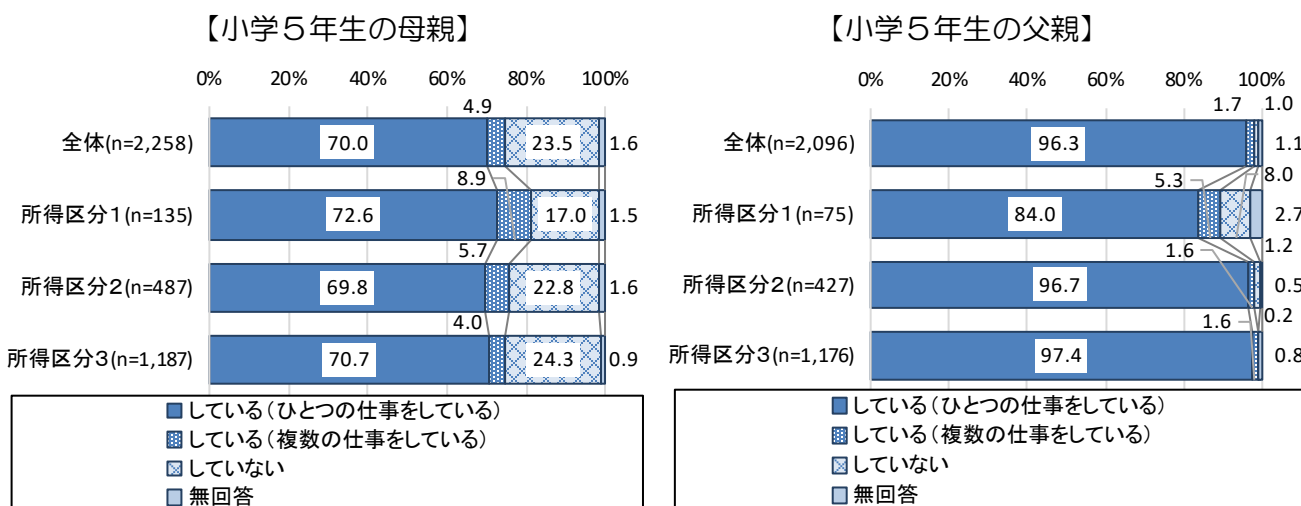
- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱える家庭の保護者の特徴として、健康面での問題や、精神疾患等により、働きたくとも働けない、また非正規雇用や就労が継続しないなどの不安定就労により、経済的基盤が脆弱であることが多いと指摘されています。
- また、ひとり親世帯など、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、勤務地や就業時間の制約を受けることも多く、そのことが正社員の職に就くことを困難にしている要因の一つとなっているとされています。
- このほか、生計を維持するために、早朝や収入の良い深夜の時間帯を含むダブルワークやトリプルワークなど、長時間労働をする方が少なくないことが聞かれました。
- このような状況は子どもの生活習慣の乱れをはじめ、子どもの孤立や、親が不在の間は上の子が下の子の面倒を見なければならないといった状況にもつながっていると指摘されています。

- 市民アンケート調査では、5歳児の母親の就業状況について、全体の64.6%が仕事をしている（「している（ひとつの仕事をしている）」「している（複数の仕事をしている）」の合計）と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では71.6%が「仕事をしている」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- 小学5年生・中学2年生の母親では、所得区分により「ひとつの仕事をしている」割合に大きな差は見られないものの、「複数の仕事をしている」割合は所得が低くなるにつれ高くなっています。
- また、就業形態については、5歳児の母親の48.7%、小学5年生の母親の29.1%、中学2年生の母親の28.5%が「正社員・正規職員・会社役員（以下「正社員等」という。）」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、5歳児の母親の27.5%、小学5年生の母親の24.5%、中学2年生の母親の23.2%が「正社員等」として回答しており、全体と比べて低くなっています。
- 父親の就業状況及び就業形態については、母親と同様、所得区分が低くなるにつれ、「複数の仕事をしている」割合が高くなっており、「正社員等」の割合が低くなっています。
- また、所得区分1に該当する世帯では、「仕事をしていない」割合が、他の所得区分に比べて非常に高いことが確認できます。

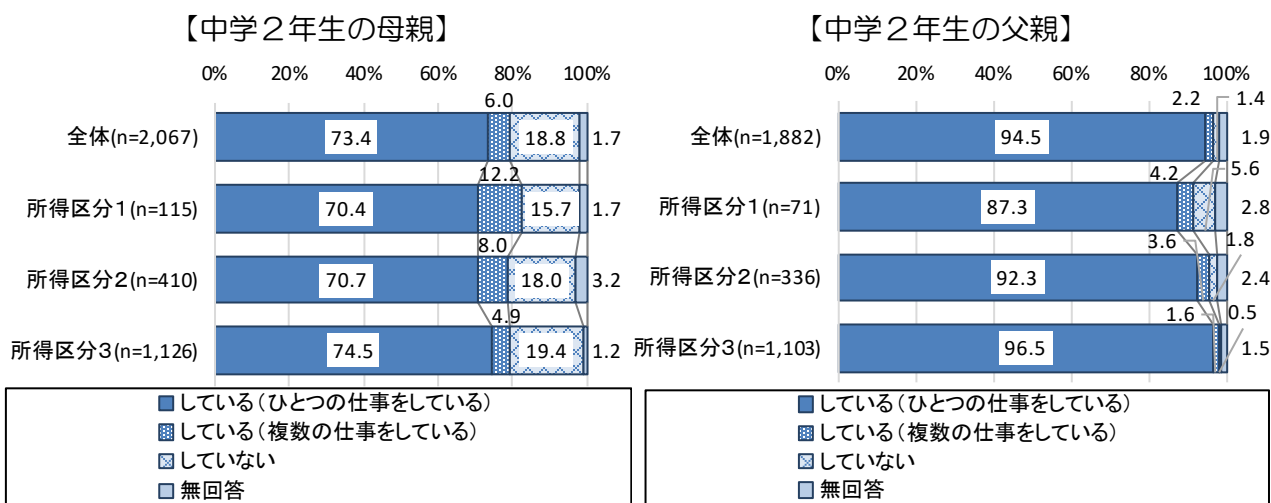
図表 35 母親・父親の就労の有無（5歳児の保護者）



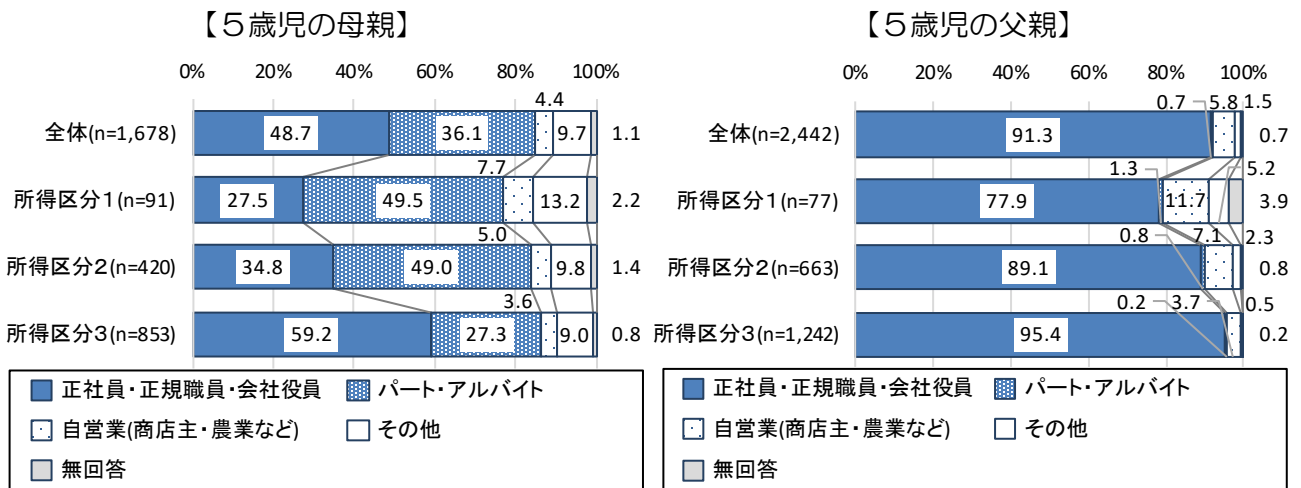
図表 36 母親・父親の就労の有無（小学5年生の保護者）



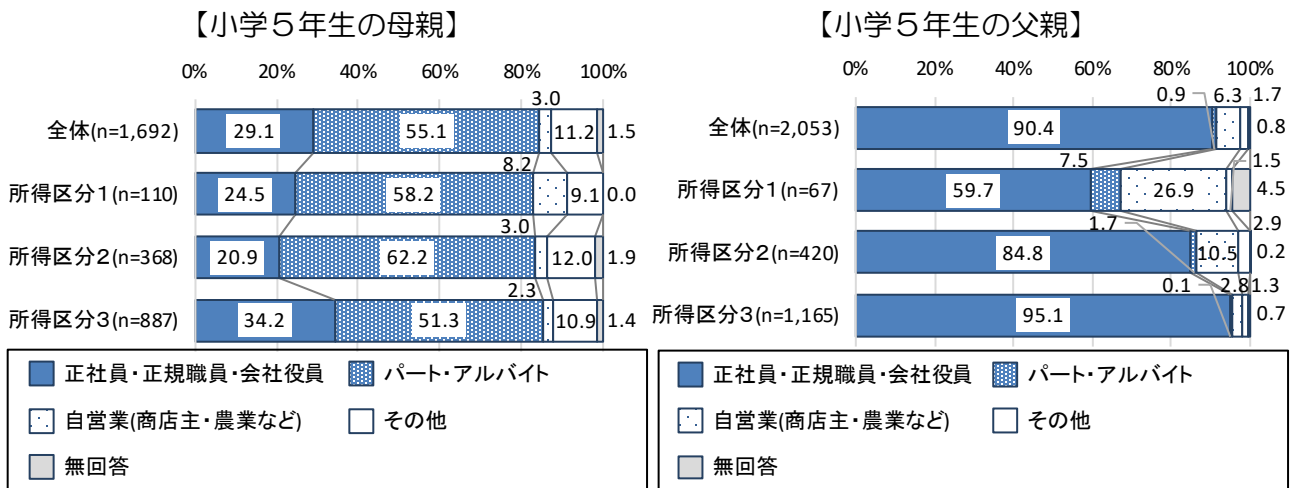
図表 37 母親・父親の就労の有無（中学2年生の保護者）



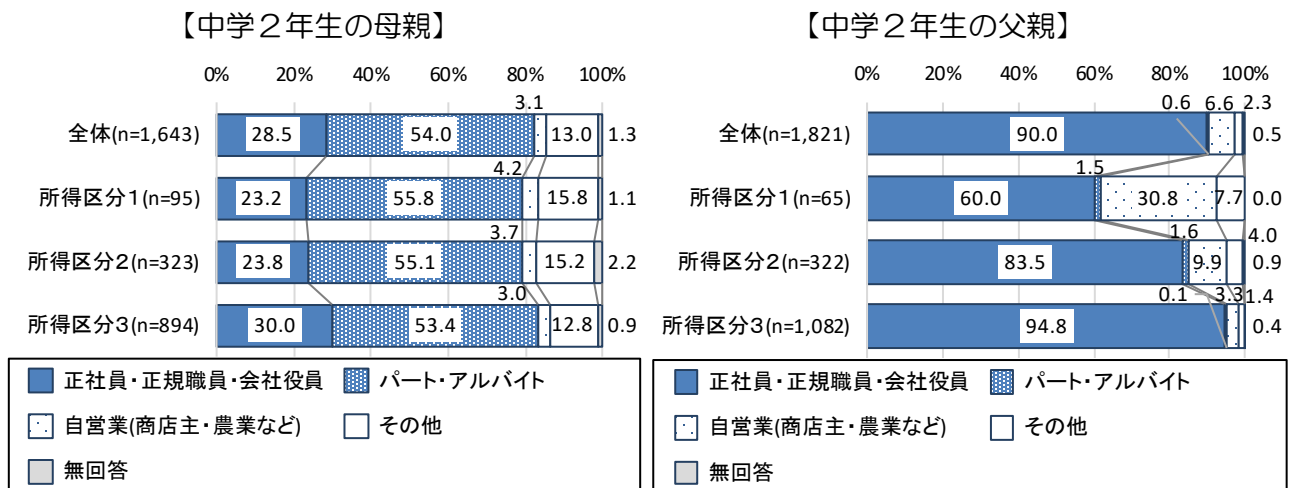
図表 38 母親・父親の就業形態（5歳児の保護者）



図表 39 母親・父親の就業形態（小学5年生の保護者）

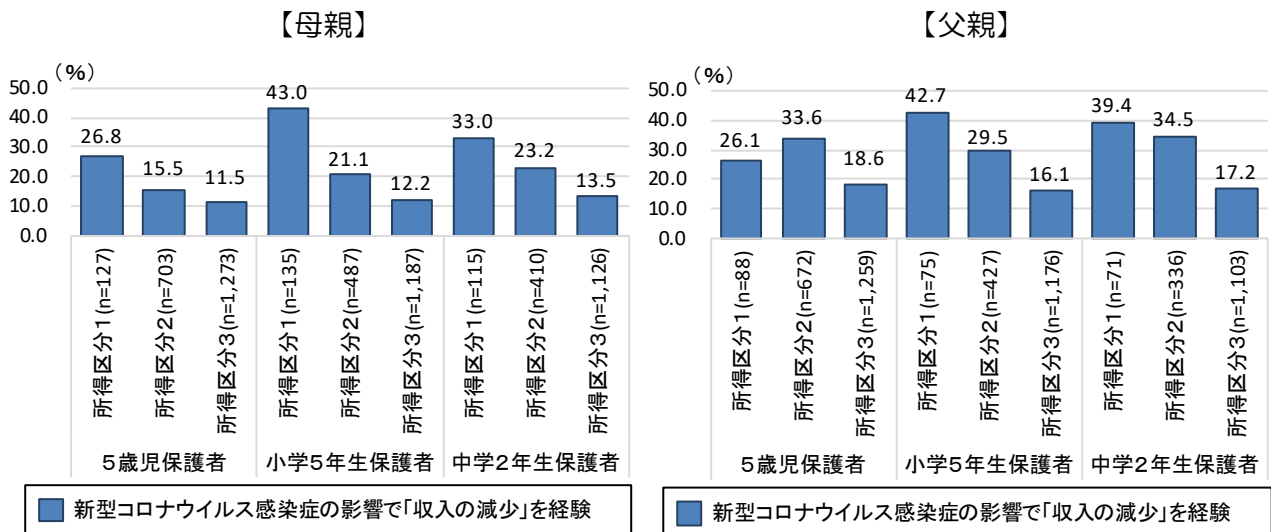


図表 40 母親・父親の就業形態（中学2年生の保護者）



- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、失職や勤務時間の減少に伴う収入減少のほか、感染を恐れて就労を先延ばしにするといった場合があることが指摘されています。
- また、家計のひっ迫による将来への不安から情緒不安定になってしまう保護者や、精神的なストレスを子どもに向けてしまう保護者の状況も聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症による収入の減少の状況が見られました。感染症の拡大による就業上の影響について、多くの世帯での「収入の減少」が確認できますが、特に所得区分1に該当する世帯においては、約3～4割の世帯で「収入の減少」が見られ、非常に厳しい状況となっています。

図表 41 母親・父親の収入の減少（新型コロナウイルス感染症の影響）

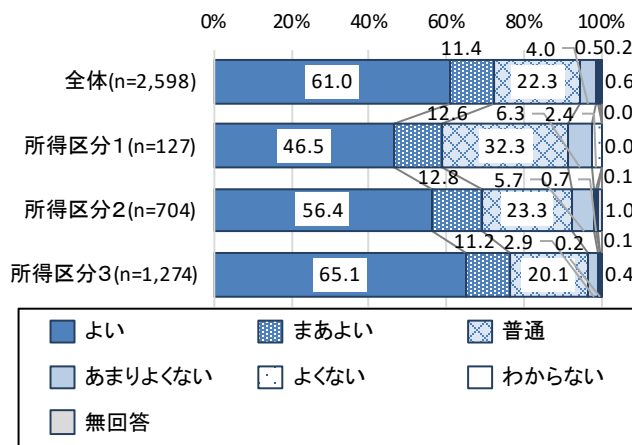


イ 健康状態等に関すること

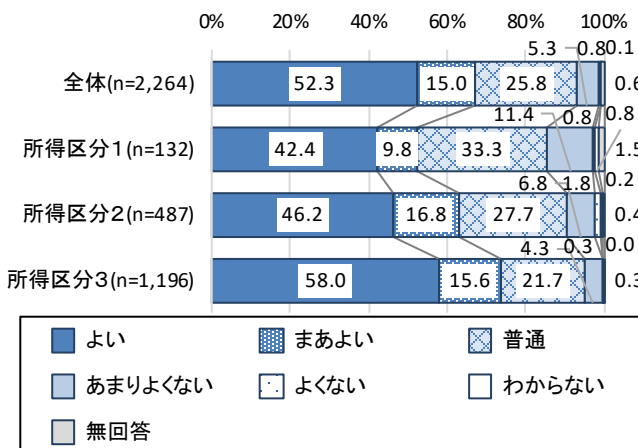
- 支援者等ヒアリングでは、身体的な障害や精神疾患を含む健康上の問題を抱えているケースが、困難を抱えている家庭の保護者に多いことが指摘されています。
- また、保護者が地域から孤立していたり、一部の家庭においては公的な支援に頼ることに抵抗があり、適切な支援につながっていない場合があることも聞かれました。
- さらに、障害等を抱える保護者のケアを子どもが担っているといった状況もあるとされています。
- 市民アンケート調査では、保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の健康状態について、5歳児の保護者の4.5%、小学5年生の保護者の6.1%、中学2年生の6.5%が「あまりよくない」「よくない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の8.7%、小学5年生の保護者の12.2%、中学2年生の保護者の12.9%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 42 保護者の健康状態（所得区分別）

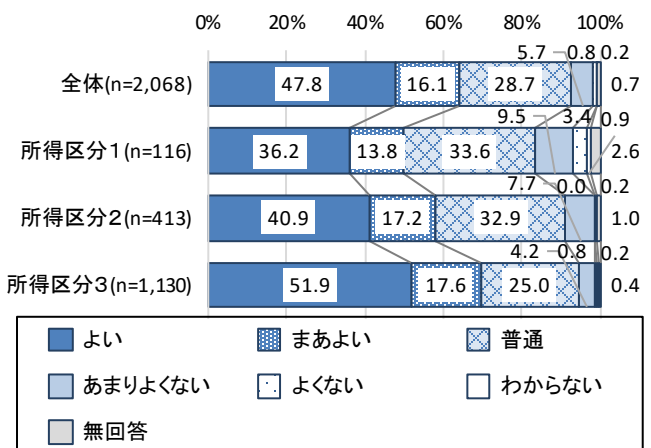
【5歳児の保護者 所得区分別】



【小学5年生の保護者 所得区分別】



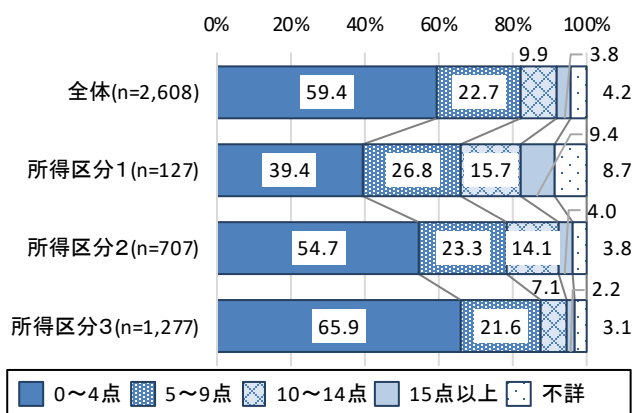
【中学2年生の保護者 所得区分別】



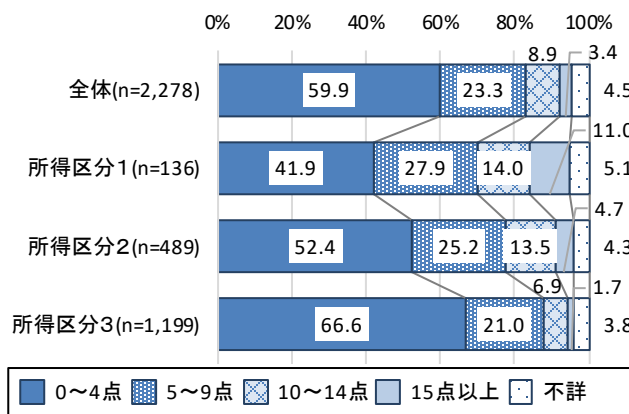
- 保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の抑うつ傾向については、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合（抑うつ傾向指標が 10 点以上の者・詳細は注4参照）は、5歳児の保護者で 13.7%、小学5年生の保護者で 12.3%、中学2年生の保護者で 12.2%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者で 25.1%、小学5年生の保護者で 25.0%、中学2年生の保護者で 31.1%と全体と比べて高くなっており、経済的困窮が心理面にも影響を与えていることが確認できます。

図表 43 抑うつ傾向指標（K6）⁵

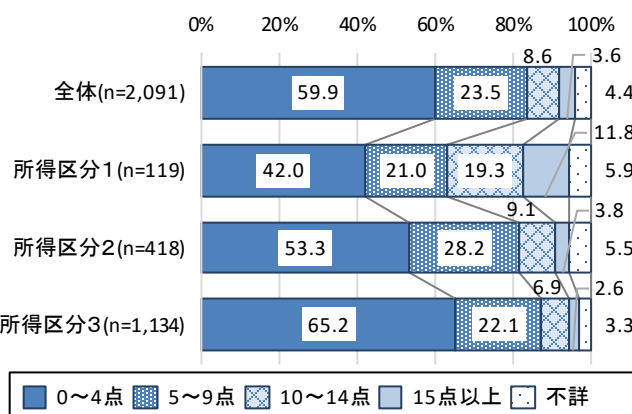
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】



⁵ 厚生労働省「国民生活基礎調査」の用語集によれば、「K6は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。（中略）合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性がある」とされている。

「自分が神経過敏になっていると感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわしたり、落ちつきなく感じたりしましたか」「気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」「何をしても骨折れだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6項目それぞれについて、「まったくない」を0点、「少しだけ」を1点、「ときどき」を2点、「たいてい」を3点、「いつも」を4点とし、全てを足し上げて0から24点の指標を作成した。なお、厚生労働省「国民生活基礎調査」では、10点以上を「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者」として取り上げている。

3 子どもや家庭を取り巻く課題

実態把握調査の結果等から見えてきた「2 本市の子どもの貧困に関する状況」を踏まえ、子どもや家庭を取り巻く課題を次のとおり整理しました。

(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響

必要な食料や衣料が買えなかったなどの生活上の困難の経験は所得が低くなるにつれて多くなっており、生活面での様々な格差が浮き彫りになっています。

所得による経済的制約は、医療サービスを必要な時に享受できないこと等による健康格差にもつながるだけでなく、生活の選択肢を狭め、ゆとりを失わせるなど、保護者の精神的にも大きな影響を与えています。

家庭の経済状況は保護者の就業状況によって大きな違いがあり、家庭の経済的基盤を確立するには安定した雇用の確保が不可欠となりますが、特にひとり親家庭においては、正社員の割合が低く、非正規雇用の割合が高いことから、世帯収入が低く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。

全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応、育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

(2) 子どもの学力や進学機会の格差

経済的に困窮している世帯の子どもほど、家庭環境が整っていないことや保護者の養育力不足などにより、基本的な生活習慣が身につけていない傾向にあります。

また、生活習慣は学習の土台となることから、生活習慣が整わないことで、学習習慣が形成されにくく、学力が低くなる傾向も見られています。

さらには、進学費用や教育費の問題から子どもの将来の進路が狭まってしまうといった課題も見えています。

子どもの育つ家庭環境の格差により、子どもの生活、学び、進路等への負の影響が生じることで、生活困窮等の不利が世代間連鎖することが懸念されます。

全ての子どもに対し、学力や教育、進学を保障するためには、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。

また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下

困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等により、逆境をはねのけ、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあることが聞かれています。

また、放課後に一人で過ごす子どもは、それ以外の子どもと比較して、自己肯定感が低いといった状況も見られています。

核家族化の進展により地域とのつながりが希薄になっている現在、家や学校以外で子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の重要性は高まっていると考えられます。

近年、いわゆる「子ども食堂」や子どもの体験活動など、地域の方々が主体となる支援活動が広がりを見せています。子どもたちはそこで出会う大人との関わりを通し、多様な価値観や生き方に触れ、ときに褒められ、ときに叱られながら、自己肯定感や将来を切り拓いていく力を身に付けることができます。

地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をしっかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。

(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らなかったり、手続きが分からないということがあります。

また、子どもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラーなど、家庭内のデリケートな問題であるといった理由や、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援につながりにくい場合があります。

そのため、制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子どもや家庭を、日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく必要があります。

妊娠・出産・乳幼児期では、母子保健の取組や保育所、幼稚園、地域の子育て支援の場面で、学齢期にあっては、学校をはじめ、放課後の居場所や地域における様々な子どもの居場所において、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていかなければなりません。

また、困難を抱える家庭は、地域との関わりや制度を利用することを望まない場合もあります。支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があります。見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

子どもの貧困の背景には、子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。

ひとり親家庭では、不安定な就労による生活基盤の弱さに加え、子育てと生計をひとりの親が担っていることから、子どもが孤立しやすいといった状況が見られます。

児童虐待や家庭の養育力不足など、様々な理由により家庭で暮らすことができず、社会的養護を必要とする子どもにおいては、保護者からの経済的援助や精神的な支えがない中で、施設等退所後に自立していくことの難しさがあります。

近年増加している外国につながる子どもにおいては、言語や文化の違いから孤立しがちであったり、学習や進学に課題を抱えてしまう傾向が見られます。

また、不登校やひきこもりの背景には、いじめや学業不振、虐待や保護者の疾病、障害、など、様々な課題が複合的に存在している場合があるとの意見も聞かれました。

子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による希望しない転職や失職、労働時間の減少等に伴う収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。

また、家庭の経済状況等に関わらず、コロナ禍での生活が子どもの学力や生活習慣、精神状態にも影響を与えていることがわかりました。

感染症の影響が今後も長引くことになれば、子どもの貧困を取り巻く状況はますます厳しくなることが懸念されます。

本計画を基に、引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、随時、施策の検討や各取組の拡充等を行う必要があります。